出席議員十二

名

近黒立横伊岩松末浦小土加藤崎石山藤坪永永 辻川山 一政隆弘忠義勇一英隆重雅 海美教蔵之光治朗明郎佳徳

地方自治法第百二十一条の規定により、

説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

取
取
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り
り</li

松熊西平吉中松筒谷西大巖神三山永脇野元村本井村黒川浦田一浩久勝敏充英良久泰充清憲誠也三之信章司敏一之三也清敏道

議会事務局書記議 会事務局長

松升

永 水

美 司

清 裕

議 別紙のとおりである。 事 程

Ŧ,

日

値 賀町 議会第四 口 定 例 会

平小 成 十七年十二月十· 九 日 (月曜 旦 午前 + 時 零分 開 会

第 第 第 第 会議録署名議員指 名 松 永勇治 議 員 岩 坪 義 光議 員

会 決

五四三 行 般 政 問告定

第 議 案第 六八 号 長崎県 市 町 村 総合事 務組合を組織する地方公共団体の 数の 減少とこれに伴う規約の変更に

第

六

議

案

第

六

九

号

長崎 いて

県

市

町

村

総合事

務組

合を組

織する地

方公共団

体の

数の

減少とこれに

伴う規

約  $\mathcal{O}$ 

変更に

七

七

第 議 案 第  $\bigcirc$ 号 いて 長崎県市町村 議会議 公務災害 補 償等 組 織する地方公 共団 体  $\mathcal{O}$ 数 減 少とこれに伴う

員

合を

組

0

規約の 変更について

第 八 議 案 第 七 \_\_ 号 長崎県市町村 議会議 員公務災害補 償等 組 合を 組 織 する地・ 方 公 共団 体  $\mathcal{O}$ 数  $\widehat{\mathcal{O}}$ 減少とこれ

規約の 変更について

議議 案 第 七 号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更につい長崎県市町村土地開発公社定款の変更につい

第第 案 第 七  $\equiv$ 号 って

第 + 議 案 第 七 兀 묶 佐世保地域広域市 町 対圏組合を組織する地方公共団体の数 0 減少及びこれに伴う規約 心変更

つい

第十二 議 案第 七 五. 号 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案伴う規約の変更について生世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団 体 の数の減少及びこれ

議 案 第 七 六 뭉

第十三

第十四 案 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 第 十 十 十 十 十 十 議議議議 第 第 第 第 七八七七 九八八七号号号 小値賀町地域福祉センター の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

案案案 小値賀町は 特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例案

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

### 午前十時零分開会

**磯長(近藤一輝)** おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第四回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、 印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願い

# 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、六番・松永勇治議員、七番・岩坪義光議員を指名します。

# 日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月二十日までの二日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月二十日までの二日間に決定しました。

## 日程第三、行政報告を行います。

町長

(山田憲道)

おはようございます。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

長

町

白 厚く御礼申し上げ 平成 十七年小值 います。 賀町 議会第四 回 定例会を招集いたしましたところ、 議員の皆様には、 ご健勝にてご出 席

て所信を申し述べたいと思います。 会に当たり、 前定例会以降、 、 今 目 にまでの 町 政の重要事項について、 ご報告申し上げますと共に、 当面する諸問 題 に 0

総務課関係について申し上げます。

効率的なシステムとして活用されています。 本年度計画しておりました総合行政システムのリプレイスにおきましては、 従来、 電算により行っていた財務システムについては各パソコンで操作が可能となり、イントラネットと置しておりました総合行政システムのリプレイスにおきましては、九月下旬より新システムにより稼 イントラネットと共有化 動 た した しま

な施策の策定に大いに参画してもらいたいと思っております。 小値賀町民との連 の将来について様々な提言やアドバイスをいただくことができました。今回は初めての試みでしたが、 会の方々や行政 次に、 地域活性化打開策の一環として、 の執行部により自由 携が再確認できたのではないかと考えております。今後もふるさと議会を開催し、 「討論による「小値賀ふるさと議会」を開催いたしました。 町 外に在住している小値賀出身者の 代表を「町外議員」として、 町外議員の皆様 小値賀再 町外在住 町 から 生 民 の皆さんと  $\mathcal{O}$ は 代 )具体的 小値 賀

なり様 いう意味合いのもとに、 ○○五」に本町職員も大勢参加いたしました。アイランダーは、島で生活する人、島を愛する人、島の発展を応援する人と 食コーナーでの 十一月二十六日から二十七日 々な島ブー メロン等の試食会等 ス出展が 離島地域の活性化を図る目的で行われるイベントで、今回も全国百四十あまりの島々からの参加と なあり、 の二日間、 一万人を超える来場者があっております。 「おぢか」の魅力を大いにアピールしてきております。 東京池袋サンシャインシティーで開催されました『島の祭典』「アイランダー二 本町も特産品を販売 ブー スでの情

空港関係について申し上げます。

十八年三月の航空路線の と考えております。 その旨を説明して廻りました。今後は、 ーミナル ビル タ ーミナルビルの建物に 株式会社の解散については、 廃止決定に伴い、 ターミナルビル株式会社の解散については県と協議 株主総会において解散を承諾していただき、 つい 、ては、 会社 町 0 解散、 の無償譲渡が考えられておりますので、 出資金、 建 物譲渡などについ 解散後、 し、解散 て、 早急に精算業務に入り 株 主の 町で譲受し  $\mathcal{O}$ 手続 同 意が きを 2必要で 進

思っております。

こととし、その業務については町に委託したいとのことであります。 空港の利活用について検討するため、 空港の利活用については、 基本的には県の直轄管理とし、 十八年度に県、 所要の手続きが進められます。空港の管理運営につきましては、 管理に係る経費は県負担となりますが、 町及び関係者からなる「利活用検討会」 十八年度は必要最小限の管 を設置 Ļ 定期航 定期路 が

住民課関係について申し上げます。

現在作業中です。 るところでございます。 害を一元化することになります。 百五十三名の遺族が手続きを完了いたしております。また、「障害者自立支援法」の改正に伴い、 福祉班関係では、 援護業務として、戦没者等の遺族に対する十年に一度の特別弔慰金の請求手続事務を行 介護保険制度の大きな改正を控えた中で、第三期の介護保険事業計 今後の福祉保健業務にさまざまな変化が出てくると思われますが、 画を、 知的 十七年度中策定に向けて 情報の収集に ・身体 現在までに 努めてい

しています。 町民体育館のジムなどを活用して、夜間の二時間ほどストレッチ、サーキットトレーニング、筋肉トレーニングなどを実施 けるきっかけになればということで、十月から半年間の予定で、週一回の運動教室を始めました。三十五名の方が参加され、 れる中での予防接種のためか、 保健班関係では、インフルエンザ予防接種を、十一月八日から十二月六日まで八回行いました。 町民のほぼ半分に相当する千七百名もの方が受けておられます。 日頃の運 大流行というニュ |動習慣を身に付 ] スが

費として、 班関係では、 普通車一 台あたり五千円の八割相当を補助いたしております。 自動車リサイクル法に基づく島外搬出が始まり、 十月に十五台をリサイクルいたしました。 海 上 搬

産業振興課関係について申し上げます。

松林緑化推進の功 農林班関係では り組 大会において緑化功労体験として、 み等を発表しました。 績が認められ、 月九日、 九州地区緑化推進協議会から表彰状、 沖縄県那覇市で行われた第五十六回九州地区緑化推進大会において、 「松林が受け継がれる豊かな島」 社団法人国土緑 と題 町 の松 化推進機構から感謝 林が守られてきた歴史や、 本町における永 状が贈呈されま

点数は少なか 例 0 また絶 お ったも 7 口 は、 好 ふるさと産業ま  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 従 天候にも恵まれ、 と来から 今後の地  $\mathcal{O}$ 農産: 産 つり 地消 物 & 盛会裏に終了することができました。  $\mathcal{O}$ に S 推進に 加 え、 あ 1 水産 ·広場 層の励みが 加 を、 工 品  $\mathcal{O}$ 月二十 部 つくものと期待され に 九 点、 -日開 家庭菜園 ま L 、ます。 た。  $\mathcal{O}$ 部 その に 今年も 点 前  $\mathcal{O}$ 日 出 昨年に引続き手  $\mathcal{O}$ 十九 品 が 日 あ 12 り ま 行 L わ た農  $\mathcal{O}$ 水

円の 遅れ 二百九十四 十二月子牛せり市 高値となりました。 て六日に行わ 円 去勢五十二万一千五百九十七円、 れました。 十二月五 今回 日開 は、 雌五十六 一設予定でありましたが、この冬一番の寒気による強風でフェ 頭、 平均四十七万六千四 去勢八十七頭の、 百四四 合計百四十三 十三円で、 一頭が上! 九 月せり市と比較 一場され、 平均 リー 価 が 格 欠航 七千八 で雌 とな 兀 八百三十 十万六千 り、 九 日

を活性: ズムによる地域 交流や各 活発となってきました。 がなされ 基盤の強 た体験型観光 ている優 商工観 値 わ水 れれ、 賀町 産班関係 ます。 化させるための取 業務の高度化、 協 地 光班関係では、 地区漁業協同組合合併研究会を立ち上げ、行政区を越えた合併に宇久・小値賀町 ました。 化が組合に求められていることで、 議 域 では、 会 た自 で 活性化 0)  $\mathcal{O}$ その中で、 を、 然を有 豊富な 重要性 漁 を 協 通し 事例 小 去 近年、 ·値賀 農山漁村では余暇活動に対する都市住民のニーズに対応した、 専門化に対応し、 る十 について提言をいただいたところであります。 海 ŋ の経営環境の り組みとして 7 てお が多く見られるようになってきました。 漁協合併を推進してい Щ (町の特色を活かしたアイランド・  $\hat{\mathcal{O}}$ 一月二十二日 国内観 地 り、 里 域 て重 その 活  $\mathcal{O}$ 幸などの 光地や観光施設の苦戦が続く中で、 厳しさが 性 豊 一要視され 化を図るべ 適切なリスク管理を行う業務執行体 かな自然を活用 に 宇久町漁協及び小値賀町漁協それぞれの役員会で、 地 増 関係 Ĺ 元食材を活用した郷 てきております。 くことが決議され、 < 機関や関係業者などのご理解を得て設立いたしました。 経営の 値 L 健全性をこれ 質独自 た体 ツ 「 リ リ 上験型観点 先般の、 その内容は、  $\mathcal{O}$ ズムの推進母体となる「小値賀町アイランド・ 土料理や民泊 組 「アイランド・ 幸い 光 合員へ漁協合併の趣旨を説明し、 まで以上に求めた漁業組 に小値賀町はほぼ全域を西海国立公園 小値賀ふるさと議会でも、 体 制の 験型観光」 値賀 農作業体験、 確立 などであ の農業・漁業・ ツーリ 体験型観光を推進することが が 0 組合に 漁協が現在取 · ズム 」 の注目や取り組みが全国各地 ŋ 漁業体験による都 水めら 組合の将来につい ノリーン 合合併 を推進してい 自然環境 れ ŋ 値賀の 九月末、 促 て (ブル 組 お この 進 を舞 んでおります。 ŋ 法 魅 1 市 ま から 協議会は 力を生か ての協 住民との  $\mathcal{O}$ 指定さ ツー 改 正 が

小

努め による経済的な効果に加え、 共有したいとする都市生活者からのニー 事業とし 社からアドバイザーの派遣を受け、 こととしております。本年度は組織 とを目的としております。 イラン 互. ていきたいと思います。 一の連 て、 ド・ を図 農業・ ツ ーリズ り なが 漁業・商業の Š ムを推進 運営は、 多様な農村漁 小値賀の するため、 関係者や観光職種従事者などを対象に研修会を開催 町、 記念講演 の立ち上げと研修を行うこととし、総会にあわせて環境省、 もつ価値の再発見・暮らしの再発見等、 農協、 業体験等や地 ズに応えていきながら、 地域 (研修) 漁協、 活動 0 会を開催いたしました。 商工会、 域の情報発信を行うことにより、 主体となる実践者 担い手公社、島の自然学校、 体験を受け入れる実践者にとって、多様な所得機 町 民 農林漁業者自身の心の豊かさが 十二月十三日には、 と町を始めとする各支援者が しました。 農 Ш その他関係 漁村 今後、 並びに財団 地域の活性化に寄与するこ 日本観 小 値賀が 光協会からの派遣 関 [法人日本交通 が連 : 得ら 研 携して行う 鑽を深 受会の創: れるよう 魅力 8 公

日テレ メディアを活用 新たな取り組みとして小値賀焼きと海工房の貝細工も取り上げられ、将来への展望が見える内容のものでした。今後も 産品を使った郷土料理など、様々な特産品等の紹介などがなされ、さすがハイビジョンだけあってとても綺麗でした。 島の暮らしがより良く映し出されておりました。 している値賀咲の紹介や、 た。今回 日 一本全国の島にある自然や人、暮らしを紹介するテレビ取材が九月二十六日から十月一 「島旅」の一時間番組において、二週続けて全国放送されました。小値賀の観光名所はもちろんのこと、ブランド化 去る十一 ý, 小値賀取材の前後に佐世保や平戸の海産物料理、 した情報発信を積極的に展開して、 月二十八日には、 野崎ダムにより農業経営が変わったメロンやブロッコリー ながさき県北観光協議会の観光PR事業の一 その他に納島でのピー 小値賀の魅力を伝えていければと考えております。 並びに歴史と焼き物が組まれていたため、 ーナッツ 作業、 環として、 あわ -栽培、 日に び 雑誌取材 館ではあわ 小値賀牛が育まれていく姿など かけて行わ 船 びと真珠、 他と違う特色を出  $\mathcal{O}$ れ、 旅 衛星 が 更に地元 放送 あ りま マス В S

通 神奈川県に二十五店舗を展開する小田急電鉄 課 進 班 北 農業改良普及セン は、 まず、 地元農 タ 水産物 0) 職 0 員 ブランド化 (系列の高級スーパー『小田急OX』 町 から と流 園 涌 対 芸部会の役員をはじ 策事 事業の一 環として、 農協 からバイヤー 十一月一 役場の担当者 月 が来町され、 が 宿を 加

す必要があ

納

ピーナッツの紹介と、

その農作業体験をPR

しました。

体験メニュー・コースとして実施

して

ける成果を得ま

たので、 島特産の

今後の展開につなげていきたいと思います。

賀メロ その ンの栽培 状況を視察後、 二十五ケースを 商談会を開催 『小田 急 O いたしました。 X』へ配送しており、 商談の結果、 お客様からも好評をいただい 十一月二十三日に十ケース配送したの ております。 切

算を、 芸部会が、 が高いことをセールスポイントとして、 徐々にではありますが、 フが来町し、小値賀メロン等の栽培状況の現地視察及び商談会が行われ、メロンを十二月七日より十五ケース配送しており、 リングセンターの新谷千里氏の紹介により、大分市にある株式会社サンライフより、青果担当のバイヤーと青果販売のチー 今回の補正予算で計上いたしております。 十二月二日には、 ながさき「食と農」支援事業により、 販路拡大が図られております。ご承知のとおり、 かねてより当町農水産物のブランド化と流通対策についてご指導いただいているサミットリテイ 他の産地と差別化を図り、もっと積極的にアピールするため、 糖 酸度計の購入を予定しており、 小値賀メロンの特徴である、 その購入費に対しての一部助 生産者組織である園 甘味、すなわち糖度 成に係る予

員として、 生からも四つの作品が出品されるなど、幅広い年代層から参加があっております。 家の料理自 室を実施し、 六日には、 土食文化活用支援事業の一環としまして、九月二十八日に、一般町民を対象とした郷土料理教室をはじめ、 次に、「地産地消」の推進として、「ふるさとの味・ 礼 更なる 小値賀中学校二年生の生徒四十一名を対象に、また十二月五日には、 .慢コンテスト」を開催 ハウステンボスホテルズ名誉総料理長の上柿元勝氏が来町され、 郷土食を通しての世代間交流と親睦を図っております。 「地産地消 の推進 し、二十一名の方と三グループから二十九の出品があり、 を期待しているところであります。 かーちゃんの味」つたえよー 更に、 十一月十九日には、 審査及び審査講評を行っていただく等、 斑小学校全校生徒を対象とした郷 また、 会が事業主体として取り 今回の料理コンテストの特別審査 昨年度より十一作品多く、 地元食材を活 十一月 組 用 ん で 土料理 九日と十 「我が 会に

こだわった味噌づくり、「かんころ」に取り組んでおります。 新たな特産品の開発及び再発掘事業としましては、 以 前から風味が好評の 「ごま」と、 原材料のすべてを地 元

教育委員会関係について申し上げます。

去る、 の行事は多くの町民の参加をいただき、 十月三日開催  $\mathcal{O}$ 第三十九回 町 民レクリェーション大会」 予定通り盛会裏に終了しております。 は、 残念なことに豪雨 のため途中中止となりましたが

月 九日に は 夜 *の* 回 中高 貫 〈教育研究中間報告会」が開催され、これまでの 取 組状況や教育課 程 . (T) 変更、

校舎・施設の配置計 ました。 また、 保護者の感想・要望等も参考に関係者と協力して研究を進めてまいります。 画等の研究・検討を精力的に続け、 十九年四月から試行を開始する予定であることなどの経過 が な

減少しております。 しましたので、ご理解を賜りたいと思います。 節減を図りましたが、今回は議員の皆様をはじめ、 春早々、三日には「第五十八回成人式」が予定されていますが、ご承知のとおり、 行革の一環として、成人式式典の見直しを検討しており、昨年より役場管理職職員の出席をやめ、 地区会長、 各種団体長さんにもご協力を求め、 少子化の影響により成 代表者のみの招待といた 人該当 者も年 々

議案関係について申し上げます。

その他急を要する事業費について計上いたしております。 まず、一 般会計補正予算でありますが、今回 [の補正は特別交付税を主な財源として、 人事院勧告による職員 の給与 O改定

年同期の予算に比 五千七百十三万円となっております。 今回の補正額は一千七百万円で、 べ、五・四%、一億六千九百万円の減額となっております。 現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、 特別会計は介護保険会計他四会計で、 二十九億七千三百五十万円であ り、 正

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

行わせる管理者の指定手続きに関する事項を定めるものでございます。 議案第七六号「小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案」 は、 小値賀町 が設置する施 設 0 管理 を

れぞれの施設の条例の改正を行うものであります。 人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」は、議案第七六号の制定を受けて管理を行わせるため、 「小値賀町地域 議案第七七号 福祉 「小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の セ ンターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例案」、 部を改正する条例案」、 議案第八八号「小値 賀 議案第 町 別 養護老 七八号

その他 の案件につきましては、 説明を省略させていただきますので、 ご了承を賜りたいと存じます。

平定例会には、議案十九件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終ります。

案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、 適正なるご決定を賜りますよう、 お願い申 し上げます。

**嗟長(近藤一輝)** これで行政報告を終わります。

しばらく休憩します。

(近藤一輝) 再開します。

— 再開 午前 十時 一休憩 午前 十時

三十三分

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・伊藤忠之議員

八番(伊藤忠之) まず一点目に、離島漁業再生支援交付金制度への取り組みについてお伺いをいたします。 私は、小値賀町地域漁業の振興策について、二点、 町長にお伺いをいたします。

にあることなどから、 国境監視、海難救助といった多面的機能をも発揮していますが、輸送や生産資材の調達などにおいて、一 漁業が基幹産業である本町は、周辺に良好な漁場を有し、本土漁業の前進基地としても機能するほか、 漁業就業者の減少や高齢化が進展していることは町長もご承知のことと思います。 般的に不利な条件 自然環境の保全や

あります。 供給に支障が生じるばかりでなく、 このような中で、 離島漁業の現状をこのまま放置すると、 国民に数々の利益をもたらす水産、漁村のもつ多面的機能の低下も懸念されるところで 地域の豊富な漁業資源の活用が図られなくなり、 水産物の安定

持増進を図ることとしております。 組みなどの、 そこで、今回の交付金制度の趣旨は、 漁業再生活動への支援を通じて、 離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取 離島漁業の再生を図りつつ、 離島の水産業、 漁村が発揮する多面的 機能 の維 Ŋ

ける漁業再生活動 また、基本的な考え方として、現在行っている施策との整合性を図ることとし、交付金の交付は、 0 自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施するとなっております。 条件が 不利 な離 島 に お

そこで、町長にお伺いをいたします。

の漁 その目標を達成するため のように条件が不利 な離島 の施策と今後の に お 11 て、 取り組みについ 離島漁業再生活 てお伺 動 を可 1 をいたします。 能とするため O現 状 五. 年 後 0 漁 賏 0 目

の、二十一世紀の漁業担い手確保推進 !事業への取り組みについてお伺いをいたします。

同 術習得のための就業研修等に対し、 成を図るため、 県は、 時に高齢者の増加など、 未来につなぐ人づくり、 漁業体験などの人材育成や漁業労働力情報の収集、 漁業就業者は大幅に減少し確保が難しくなっております。 漁村づくりとして、 助成をする「新規就業促進事業」を行っています。 新世紀を担う人材の確保を目指すため、 提供を行うとともに、 L 新規漁業就業の受け皿 かしながら、 現在、漁業就業者 漁業就業者の 作りや、 0 確 減 保 少と 育 技

が、 担い手に直接働きかける事業であり、市町村の 漁協等への支援」に対して助成をする『二十一世紀の漁業担い手確保推進事業』を新規事業として取り なお、 このような中で、 「市町村が行う新規就業希望者の研修期間における生活費等への支援」と「認定漁業後継者に対して漁船 漁業者の確保は難しいと思いますが、 再質問があれば自席にて行います。 漁業就業者の減少を食い止めようと、 町 長はどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。 各自治体・漁協を含め、地域ぐるみで人材育成に取り組 県は本年度より新規事業として、 漁業就業者の確保を促 入 まなけ れており、 れば をリ ならな 進 でするた スする

### 

町長 ております。 持・増進を図ることを目的に今年度新たに創設された制度で、 取り組みについて」 (山田憲道) 小値賀町地域漁業の振興策についてということで、まず、  $\mathcal{O}$ 離島 漁業再生支援交付金は、 離島の漁業を元気にして、 平成十七年度から二十一年度までの五年間 水産業と漁村の果たしている役割や 第一点目  $\mathcal{O}$ 「離島漁業再生支援交付 が計 画 期 間 能 な  $\mathcal{O}$ 維

離島振興法で指定された離島等が対象地域であり、 画 期間 を通じて漁業再 生 活動を行う漁業集落に対して交付されるものでございます。 市町村が策定する「漁業集落活動促進 計 画 の内容に基づ 1

一町においては ||業集落をひとつの 県から 集落とみなし、 町 漁協に対しての説明会、 小 値賀漁業集落」として全町的に本事 町から漁業者・集落に対しての説明会や検討会を経て、 業に 取 ŋ 組 んでおります。 本事 町 業 内に十二

を活かした新たな取り組み」を実施するよう規定されており、 漁業活性化に取り組んでおります。 (方向に関する目標を定め、その目標を達成するために 「漁場の生産力の向上に関する取り組み」と「集落 その目標を「小 値賀漁業集落」 で定め、 離島であ る小  $\mathcal{O}$ 創 意工 夫

次に、二点目の「二十一世紀の漁業担い手確保対策事業」についてお答えいたします。

り組みをいたしております。漁業者の減少、高齢化が進行しており、漁業生産で漁村活力の維持を図るために、 るのはご指摘のとおりでございます。 修期間中の支援)と初期投資の軽減 いことや、漁船等の設備投資に多額の資金を要することなどの課題があることから、 確保を積極的に推進する必要があり、また、漁業への新規就業には、技術習得に時間を要し、 町といたしましては、 離島漁業再生にと先ほど申し上げました「離島漁業再生支援交付金」制度に、今年度は重点的に (漁船リースによる負担軽減) を、平成二十二年度までの県単事業として実施され 研修支援 (漁業就業希望者への技術研 収入の見込めない期間が長 新規就業者 てい

います。 本町におきましては、小値賀町まちづくり担い手育成基金条例を設置し、 新規就業者の支援等を講じているところでござ

おり、漁業従事者の後継者不足は深刻な問題であり、 ざいます。しかしながら、小値賀町漁協の六十五歳以上の高齢者の割合は四〇%以上で、 ちなみに、この制度で漁業に就労された方が平成十二年度から今年度までで五名おられ、 意欲ある担い手の確保は大きな課題だと捉えております。 高齢者の割合が年々上がってきて 内二名の方はUターンの方でご

ご指摘の「二十一 世紀の漁業担 1 手確保対策事業」 については、 漁協と協議の上、今後検討していきたいと考えておりま

以上です。

### **議長(近藤一輝)** 伊藤 議員

八番 (伊藤忠之) 漁業再生支援交付金について、もう少し質問をさせていただきます。

込んでいるのか。 町長の答弁の中で、 現在の取り組み方、そしてまた現状と今後の目標ですね、 現状から五年後の生産量をどのくらい

その目標に向か っての取り組み方をどのような対応策を考えているのかお伺 įί をい たします。

#### 議長 (近藤一輝) 町

長

町長 山 [田憲道) お答えいたします。

千三百キロと、 小値賀漁業集落に 漁場管理活動の増加、現状の百四十四回から、目標を二百回といたしております。 おいての五カ年での目標は、 漁業者一人当りの生産量 の増加、 現状の千百九十六・二キロ から、 目 標を

増大、藻場の改善、 それから、目標を達成するために、 イカ産卵床の設置、それから漁場監視活動の強化、 漁業の生産力の向上に関する取り組みということでございますが、 海士の漁獲量制限の強度化の取り組みを行っており 種苗放流 するの

装置の導入を図るということでございます。 今後、漁業の創意工夫を活かした新たな取り組みとして、 新たな漁具・ 漁法の導入、 鮮魚の荷捌きに使用する海 水 0

以上です。

議長(近藤一輝) 伊 藤 議 員

これは多分、巻落漁法を導入すると思いますけども、これはですね、巻落漁法の研修を行っております。この研修をですね 八番 (伊藤忠之) ただ今の答弁の中で、創意工夫を活かした新たな漁業法の取り組みについての答弁がありましたけども、

本町に導入した場合、その問題点と、その効果はどのように考えておられるのか。 また、試験操業を行った場合にですね、何日間試験操業を行って、どのくらいの水揚げが あっ か お同

たの

V

をいたします。

議長 (近藤一輝) 町 長

町長 (山田憲道) 詳しいことは担当 「課長の方から答弁させます。

議長 (近藤一輝) 産業振興課長

産業振興課長(筒井英敏) お答えいたします。

たしております。 巻き落しの試験操業につきましては、十一月二十一日から十二月二日にかけて五回、 延べ隻数で八十五隻が試験操業をい

それと、漁獲量ですけども、まだ正式な集計が出来ておりませんで、試験操業の中で一番釣れた方が一回

それとまた、まったく釣れなかったという人もおられまして、

その中で一

件、

試験操

業された方 当り八十

の感

丰

口 越

した方もおられます。

想を聞 大体 五月から十月での成果がよろしいということもございますので、春先、 てみますと、 時期が少し遅れてたんじゃないかということもございまして、 また五月から再度取り組むような話も聞 研修に行かれたところの、 壱 の方で いて

れが成績がよければ小値賀ばかりじゃなしに他の漁業者が入ってくることも考えられますので、集落の方の申し込みになる かとは思いますけども、 ·値賀町漁協の方では地先権内では撒き餌を使った漁法は認められておりませんので、地先権外でやることでのことで、こ それから、問題点ということでございまして、これが巻落漁法と言いますと、撒き餌を使ってやる漁法でございますので、 漁協の方と相談の上、 他漁協との調整を図らなければならないかなというふうに考えております。

### **議長(近藤一輝)** 伊藤 議員

八番 方が水揚げが上がるんじゃないかという期待感も含めておることは私も漁業者から聞いております。 (伊藤忠之) 水揚量に関しましてはですね、 漁業者の意見にも担当課長の答弁のとおり、 大体五月ぐらいからやった

そして更にですね、やっぱり地先権外の中で、例えば水揚げが上がった場合に、よそからの外来船が多分漁に来るだろう そういうときの場合の監視体制を漁協とどう対応するのかということも解りました。

続いて二点目の、 担い手確保推進 事業について少しお伺いをしたいと思います。

りますと大体漁船の値段が一千万円を上限として漁協が半分を支払って対象者に賃借するということになっておりま をリースする場合でも、 あるということで、 その点を関すればですね、今度の県が出した担い手確保推進事業はまさしくこれはいいのではないかと思っておりま 答弁したとおりに研修を行うまでの生活費、そして資材等の購入費がなかなか思うようにいかないということでありますが 今度新たに取り入れました担い手確保推進事業につきましては、これは県との折半事業でありまして、一 なはです Ą これはこれから漁業をするため 研修期間 新船では最低二千万、中古でも一千万というような高額な資金源が要りますけども、この制度によ .の中で生活費を大体月額最大で十五万円を補助すると。 それでその研修期間は長くても二年間 の人には大変いい助成ではないかと思っております。そしてまた、 番最初に町 簡

魅力としては最低でも研修期間が二年間と長いということでありますので、

きましては、

町もある程度、

ふるさと基金の方に比べてもですね、

それにしてもですね、

町としても大変財政

い的に厳

しい

のは承知しておりますけども、

町の持ち出し分が少し多くなると思いますけども、

今回出した県の担い

手推

事業に

出来れば町としても進めて行っていただきた

と思っております。

終わらせていただきます。 また漁協、そしてまた地域ぐるみで考えていかなければならないと思っておりますけども、 労働力のわりには おります。 それで、 この若者たちがですね、 最後に町長にお伺いをいたしますが、 非常に生活費が不安定でありまして、若者にとっても魅力ある産業とは思われないのではないかと思って 魅力を感じ、そしてまたやる気を起こすような対応策をやるのも自治体の役割であり、 本町の基幹産業である、今述べました漁業にしても農業にしてもですね、 町長の考えを伺って私の質問を

### **議長(近藤一輝)**町 長

町長(山田憲道) お答えいたします。

は町としても協力したいとは考えております。 そういうことで、 小値賀町漁協と宇久の漁協の合併ということで、 来年の十月ぐらいには合併を目指すということは聞いておりますが、 どういう施策が出るというのがまだはっきりいたしておりません。 いろいろの施策の面が出た場合に

**議長(近藤一輝)** 次に、六番・松永勇治議員

考えがあるかどうか」について、町長に質問をいたします。 (松永勇治) 私は、 「町有財産公共施設の維持管理について」と「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する

まず、第一点の、町有財産公共施設の維持管理について伺います。

補修を要する箇所、 りませんが、各所管施設の現地視察による調査結果について、五月二十三日、担当主管課長及び担当職員に出席をいただき、 育等の諸問題について協議を行い、重要課題、検討すべき課題については、今後更に継続して調査を進めていかなければな を把握するとともに、 握と、今後重点的に協議する問題点を抽出するため、所管の課長及び担当職員に出席を求め、 去る、六月第二回定例会、 並びに懸案事項について指摘し、 学校を除く所管施設の現地視察、 九月第三回定例会において、総務文教厚生常任委員会報告のとおり、本委員会は所管事務 早急に対処するよう求めたところでございます。 調査並びに本町が自立していくための税財政、 事務分掌と本年度の 福祉、 保健衛 主 一要事業 把

指摘した内容は、 (課関係は、 貸与している養寿園 総務課関係で、有料駐車場の適正な運用について。旧ターミナルビルの利用についての検討 建物 0 内装、 タイル、 扉、 空調配管の老朽化による補修と、 費用経費負担 0 明 確

だということです。それと、ごみ処理場が平成二十年度までは処理可能との説明を受けていますが、その先の処理 の計画はどうなっているのか。 っているということでございます。 康管理センターの 早急に増築が待たれているところでございます。 事務室が狭く、 現在、 それと、 研修室で相談を受けているが、相談の内容によってはプライバシージ 同施設は、 住民の健康管理及び予防対策の拠点施設としての機 葬斎場の収骨室が南風のひどいときに吹き込み、 防止工 能 を十 事が必 ついて で困 か

設備であります。 診療所については、 診療所の建替え、健康管理センターの増築を含めて、どのような構想、 建築後二十年を経過し、 特に空調設備の改修が急がれておりまして、 管理人室屋根の張り替え、 計画を立てられているの 入院・外来患者にとって重 倉庫 カュ 要な 0 建

スの 設と建設用地の 教育委員会関係は、 利用につい て。 確保。 この他、 次に、 離島開発総合センター町民ホール、二階の会議室の内装の亀裂、 各委員 歴史民俗資料館の外壁の補修。 、から他にも指摘がございました。 運動公園運 動場トラック土の入替整備、 保育所入所児  $\mathcal{O}$ 登 バ

と思いますが、 したが、直ちに町長に報告がなされ、 以上、 所管課の管理施設に係る指摘事項については、 六月・九月の定例会において懸案事項についての報告もない。 その内容を把握、 また総務文教厚生常任委員会報告により、町長は十分ご承 各課長は出来るものから計画的に早急に対処したいというご返 各施設に係る補修費についても予算措置がな 知のこと Ċ

とでありまして、 それらの問題点を改善し、改革するにはどのような措置を講ずればよいか。とるべき対策なり政策を究明 常任委員会の権限は、 目的であります。 単なる実態や実情を確認するだけでなく、 調査権と審査権があります。 調査権は、調査事項の実態を把握し、分析し、検討して問題点を捉 問題点に対する改善策と、 対応策を結論づけることが た結 論を出 え、

町長は、 本委員会の調査を真摯に受け止めて対処していただきたいと思います。

大きくなり、 「公共施設に係る大規模改修 、も物も、 施設 は 傷が浅 町 補修費が嵩みます。 民 大切な財産でござい 小さいうちに早く手当てをすると早くなおります。 補修、 早 -期の修 、ます。 修繕、 理、 並 逼 びに備品 補修が耐用年数を延ばします。これから今日まで築いてきた、 迫し た財政 であ 機器の買い替え、取り替えに係る財政需要が予測されます。 ればあるように、 お金もかかりません。長くなればなるほど、 老朽化、 危険度の 高 筃 所 から早急に 整備

町画的に補修をして管理しなければなりませんが、町長の考えを伺います。

再質問があれば、自席よりさせていただきます。

また、二点目の 「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」についても自席よりさせていただきます。

### 議長(近藤一輝) 町 長

町長 考えております。 んでおり、校舎につ (山田憲道) いてもその中で検討をいたしております。その状況を見極める必要があり、 一点目の公共施設の補修等につきましては、小中学校については現在、 小中高一貫教育の実施 大規模改修はしない に取 方向で ŋ 組

一年経過していて、いつ壊れてもおかしくないような状況でございます。 診療所では、空調機を昨年・今年と大規模な補修を行い、何とか稼動している状況ではございますが、 現状としては二十

たいと考えております。 修が良いのではないかとの判断をいたしており、今後、県と調整を重ねながら具体的な計画を煮詰めなければいけませんが、 条件がそろい次第、 常任委員会等でも随時補修結果と今後の対策等について報告を行っておりますが、 空調機の取替工事を実施したいと考えております。それまでは、 空調機は最小限の補修で済ませてい 国の二分の 補助を計画した大規模補

その他に補修や修繕につきましては、 現在の予算の中で対応できるものについては行っております。

わけでございまして、 以上です。 議員ご指摘のとおり、 そのようなことを勘案しながら、 町有財産の管理につきましては、老朽化、危険度の高いものから計画的に補修しなければならない 今後厳しい財政事情の中で検討をしていきたいと考えております。

### **議長(近藤一輝)** 松永 議員

それではございません。」と。そうすると、九月も、 たもんですから、 ふうなことでございますけれども、六月・九月の補正予算の中で、六月だったと思いますが、 六番 と。それで、 (松永勇治) 今ある経費で修繕したということでございますけれども、 需用費の中にですね・・・。「それに対応する修繕費を計上しているのか。」と聞きましたところ、 今、町長は、さっき私が申し上げました委員会の指摘事項については、小さな補修はやっているという 私も注意深く見ておったわけですけれども、 全部なされておるのでしょうか。それとも、 私が修繕費がずうっと出とつ それの措置もされていな

くんだというふうなですね、懸案事項などはですね、やっぱり再三、委員会も開かれとるわけですから、ご報告をいただけ すね、「今年全部せろ」とは言わんわけですから、こういうふうなところは今後予算を見ながら、財政を見ながらやってい 残っているのか。その指摘事項に対してですね、常任委員会も最近はよく開いておりますけれども、そういうところでもで

る都度にですね、 た委員会からの要求・要望、 それと、自分たちのお願いする、協議してもらうことについては直接自分の方から出かけて来られますけれども、こうし 報告なり協議の議題としていただきたいと思います。 お願いしたこと、そういうふうなことの変化、 そういうふうなものがあればですね、 機会があ

その点について、町長どうお考えでしょうか。

### **議長(近藤一輝)**町長

ましては三千円。 (山田憲道) そして住居の分につきましてもですね、有料ということでは考えております。 まず、駐車場のあれにつきましては、今、小浜町の方で町営住宅の新設ということで、 般の方につき

先ほど、特老につきましても、今後、特老との契約ではですね・・・。 (答弁に少しつまる)

失礼しました。

ですね、それから歴民なんかにつきましては、県費の補助金が付き次第やると。 出来ることに関しては今一応ある程度ですね、やっているということでございますが、先ほど言われました歴民の方とか

来年は果たしてどうなるかということで、国費等が付き次第、これも実施したいと考えております。 が、十七年度に要望しましたが、施工が悪いんじゃないかということで、十七年度は折半でですね、一応やっております。 それから、診療所につきましては、先ほどから言われておりますが、空調施設を今後ですね、今、十六年度に行いました

っておりますので、この件につきましても検討したいと。 それから、相談窓口とかということでございますが、これも今後包括支援センターの設置等も考えなければいけないと思

討をしたいというふうに考えております。 それから、焼却場のことでございますが、 その件につきましてはやれるところからやって、 大規模につきましては今後検

**礟長(近藤一輝)** しばらく休憩します。

一休憩 午前 十一時 七分:

— 再 開 年 前 十一時 十 分 —

町

長

議長(近藤一輝) 再開します。

町長 と思います。 (山田憲道) 成果報告ということでございますが、 まだ年度途中でございますので、今しばらくお待ちいただきたい

をさせます。 それから、 総務委員会での指摘につきましては、 各課長がよく聴いておりますので、 それについては各課長から答弁

**議長(近藤一輝)** 松永 議員

六番 すね、懸案事項も含めて委員会にご返事をいただければ結構でございます。 ここで各課長さんから報告していただかなくて結構でございます。委員会の折に、ひとつこういうふうなものをまとめてで (松永勇治) 今、 私が指摘事項を申し上げましたが、その結果についてはですね、委員会での調査でございますので、

この件につきましては私の質問を終わります。

それでは、第二点目でございますが、 「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」について町長に伺 ま

るところでございます。 五割から六割アップ、特に農漁業は、 ご承知のとおり、原油価格が昨年三月頃から急激に上昇し、 燃油や資材価格の値上がり分を販売価格に転嫁しにくいため、 漁業用燃油やハウス栽培など、 施設園芸で使用するA重 深刻な影響を受けて 油

については短期のうちに解消することはできず、また、国内における原油価格のみを劇的に低下させる手段もなく、 等の構造的な要因に、 原油価格高騰は、 水準で推移するものと思われます。 中国を始めとする世界の石油需要の増大、 米国のハリケーンなど供給面でリスクや機能的な動きが加わって起きていると言われ、 原油生産余力の低下、 米国を中心とした精製設備能力の不足 構造的な要因 当面は

緊急救済措置を要請、 これから長期にわたり、 長崎県においては農漁業者や中小企業の経営を支援するため、 期限が不透明な原油の高騰に対し、 県漁連及び九州・山口地区漁連部会においては、 無利子や低利の 融資を実施するため 国に対し、

は

十一月二十五日開会した定例県議会に関連議案を追加提案されております。

呈しており、去る十一月七日、 本町議会においても、 町長ご承知のように、このままでは漁業の存続すら危ぶまれ、 水産庁に「漁業用燃油高騰に対する緊急支援について」要望書を提出したところでござい 深刻な状況で、 まさに危機的

していく上で、 本町の基幹産業である農業、漁業、並びに商工業経営をこれ以上衰退させることはできません。これから小値賀町 経営者に元気を出してもらい、 産業の振興を図り、活性化する以外ありません。 が自

町として支援措置、対策を講じる思い、考えはないか町長に伺います。

### **議長(近藤一輝)**町 長

町長 (山田憲道) 商工業者が深刻な影響を受けていることはご指摘のとおりでございます。 「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」ということでございますが、 小 値 賀  $\mathcal{O}$ 

小値賀の活性化に繋がることもしかりでございますので、県及び関係機関に機会のある度に要望をしていきたいと考えてお に原油高騰対策枠を設け、 府一体となった取り組みがされているところであり、また、県におきましては、県の「農業近代化資金」や全国漁業協同 受けている中小企業等への対応、石油の安定供給の確保、 合連合会の「省エネルギー推進緊急対策資金」の融資に係る利子の肩代わりや中小企業を対象とした「地域産業対策資金 燃料油対策は、非常に難しい問題でございます。町単独での支援は、財政的に厳しいものがあります。基幹産業の 国においては、 エネルギーの消費削減努力に対する支援、石油以外のエネルギー転換努力に関する支援、 低利での融資を来年一月から実施の予定であることも松永議員ご指摘のとおりでございます。 エネルギー外交の強化の五項目を関係省府間で密接に連携 原油  $\mathcal{O}$ 影 組

以上です。

ります。

### 六番(松永勇治) 今、このよう議長(近藤一輝) 松 永 議 員

ですね、これは当然やってもらわねばなりませんけれども、ただ今現在はですね、漁業者の中には年々厳しさの度を増 六番 これまで廃業に追い込まれた方、失業を見合わせている人もいると聞き及んでおります。 (松永勇治) このような深刻な時期にですね、 国の燃油高騰対策とか、 省エネ型漁業への転換とか、

何らかの、 また、 で、「何をせろ」とは私は言いませんけども、過去、年度は覚えていませんが、『越年資金』の貸付もありました。 師走に入り、天候不順、こういうふうな時化が続き、重なる大打撃を受けておられるわけでございますけれども、 今、そういうふうな支援措置が必要ではないかと思うわけです。もうお正月も間近に控えておりますし・・・。 そし

わけですけれども、 てまた基金もですね、こういうときにこそ、基金の運用活用の方法もあると私は思うわけですが、まあ町長ばかりじゃなく 漁業関係・農業関係・商業関係者と協議をもたれてですね、 再度町長のお考えをお願いします。 何らかの支援策を講じていただくよう、 私はお願いしたい

## **議長(近藤一輝)**町 長

町長 (山田憲道) その中で、重油の問題につきましては、 この件については、約二十日ぐらい前に漁協の組合長さんと協議をいたしております。 漁連の、 『むつ』の融資の基金をちょっと崩してそれを融資したいと。

ともありまして、 今のですね、税金の問題でも漁業関係者の未納が多いと。その中で貸してですね、果たして取りきれるのかというようなこ 実際、この越年資金をですね、基金を崩してまでもやろうかということで担当の各課長、三役を呼んで話をしたんですけど、 ことでこれは漁協の方にですね、言ってもらえれば漁協の方が三十万程度ですかね、そういうことで貸したいと。 それで、越年資金につきましては、十万ぐらいは漁協の方で何とかできるということの返事だったもんでありましたので 一応その越年資金はですね、今の状態では町は無理だという結論に達しております。

### **議長(近藤一輝)** 松永 議員

六番 (松永勇治) 町長は非常に根はやさしい人でございます。 (笑い声あり)

がございませんので、また漁協関係者との機会ももたれましてですね、きちんとした住民への心の思いを行政の中に生か ていただきたいと思います。 ひとつよくですね、未納者もおるでしょうけれども、 お正月というものが来ているわけですので、十分この後もう日に

これで私の質問を終わります。

### 議長(近藤一輝) 町 長

応をしたいということでございましたので、 町長(山田憲道) 松永議員のご指摘のとおり、 この件につきましては取り下げたということでございますので・・・。 気持ちは解るわけでございますけれども、 漁協の方もですね、そういう対

# **議長(近藤一輝)** 次に、一番・加山雅徳議員

(加山 [雅徳) 議長のお 許しをい ただきまして、 通告に従いまして質問させていただきます。

(府の三位一体の改革の全貌が見えつつある中で、先月三十日に今後の方針が決定されました。 国内の景気が都心部ではある程度持ち直しているものの、 地方では依然として改善されていない状況であります。 また、

るようであります。 引き続き削減方針を示しており、 りまして今後厳しい財政運営が余儀なくされると思います。 ることは地方で創意工夫してやりなさいというように、 その内容を見てみますと、国庫補助金削減額が四兆円を上回る規模に、税源移譲額が三兆九十億円など、地方自治体に 地方には更なる痛みも予想されます。また、政府が言われる『官から民へ』、 国も財政的に限度が来ていますよというようなシグナルを送って なお、改革の柱の一つである地方交付税の見直しも、 地方ででき 財務省

ていく必要があると思います。 また、それ以上に分権を実のあるものにしていくには、大胆にその地方の特性や実情に合わせた行政組織や産業構造を変え 我が小値賀町においても、このように地方分権が進めば、 その受け皿として自治体の政策立案と実行力が重要になります。

具体的な方策を考えているのか、 そこで、このことを踏まえまして、これまでの懸案事項であった諸問題について今後小値賀町をどのように改革し、 四点質問をいたします。

ではないかということで質問してきたわけですが、なぜか未だに小値賀町の置かれてい 感じを受けます。 まず一点目ですが、この件につきましては、 以前から私も情報公開と公聴活動が我が小値賀町においては不足しているの る立場が、 町民に浸透され ない

な事業を、これまで以上に慎重に決定をし、 主従の関係にあったものが、対等、平等、 町長もご承知のとおり、 自己負担、 理解してもらうことが私は先決と思いますが、 つまり自治体は自分で決め、 今までは国の指示に従 協力の関係になったもので、これからは町長がいつも言われる自己決定 結果に責任をもたなければ 限られた財源をどの政策に振り向けるか、 っていれば行政運営ができました。 その後の状況をお伺いをいたします。 なりません。 そのことの意味を十二分に町民に対し 住民にとって最も緊要にして効果的 か Ļ 国 都道 府県、 市 町村 自己責 が上下

地域経 済政策 の具体的な方針について、 定例会・委員会等で質問が多く出されるほど重要な政策課題 であります。

小値賀町が自律していくためには避けて通れない問題でもあります。

ございます。その意見の中で共通しているのが、 R不足などが主であったと思います。 が出席され、自由討論方式において具体的な提言がなされました。 先ほど、行政報告の中でもありましたように、 一つ目に具体化が足りない、二つ目にアイディアが足りない、三つ目に 十月二十二日に『小値賀ふるさと議会』 小値賀町の将来を見据えた貴重な意見を頂戴したわけで が開催され、 小値 賀出

の後の状況をお伺いをいたします。 きる販路の拡大など、 そこで、これから先このような貴重な意見を踏まえた中で、今までの懸案事項であった加工工場や高価格で引き合 農漁業、 商工会などと連携を図った地域協働型の戦略を検討するとのことであったと思いますが、そ いの で

況であります。 よそ三分の一ぐらいに落ち込んでおります。従事する人も二百人から、これもって三分の一ぐらいの数に落ち込んでいる状 公共事業のピーク時には建設業関係の従業員の合計収入については、 次に三点目。公共事業関連に従事されている町民の雇用対策、雇用の受け皿作りについてですが、町長もご存知のとお およそ三億四千万円ぐらいであったのが、 現 在ではお

いをいたします。 ットの構築などを検討し、 ては、平成十七年六月に建設産業プログラムを策定し、支援体制を強化していることは町長も承知していると思います。 まい、公共工事を取り巻くあらゆる産業にも影響を及ぼしているのは紛れもない事実だと思います。 そこで、小値賀町においても今後の雇用対策、雇用の受け皿作りの対応として一次産業への就業を支援するセーフティネ 今後は、町の財政状況から見ても公共工事の削減はやむを得ないことだと私も思います。反面、町の経済が冷え込んでし 健康と福祉を核とした町づくりを検討するということでありましたが、その後の対応状況をお伺 なお、 県におかれま

滞納者については何らかの措置、 十七万六千百八十五円、 を得ないことだと思い 次に四点目ですが、 「較すると、三百三十八万四千五百六十二円増加しております。今後、財政状況が逼迫する状況が想定される中で、 町税の滞納者についてですが、平成十六年度の決算の内容を見てみますと、 、ます。 特別会計で一千三百六十九万四千二百五十八円の収入未済額が生じております。また、 処分をするということは、 町民に対して賦課の公平、 また納税の義務という観点からもや 歳入では一般会計で百八 未徴収額を

ますが、 間 その 題につきましては、 の対応状況をお伺 九月の決算特別委員会での答弁で、 11 をします。 各課長を動 員 L て戸別訪問をするとのことであったと思い

なお、質問があれば、自席でさせていただきます。

次の、水産業の振興策についても自席で質問させていただきます。たま、質問だされに、目界でさせていたが言語で

### 議長(近藤一輝) 町 長

# **町長(山田憲道)** 一点目の質問にお答えいたします。

これをモデルに公聴活動の一環としてとらえ、関係機関と調整しながら進めて行きたいと考えております。 きる可能性を見出すことができた」ことがあげられました。現在、他のセクションではこの方法を進めてはおりませんが、 きたこと」や「住民の矢面に立つ、今回の土木行政に限らず他の様々な行政が行う事業においても、このシステムを導入で た。そのまとめとして出てきた一部をご紹介いたします。 わる事業があるということで、県北振興局の部長を始め、関係課長にも参加していただき、執行部と三回の協議 部長さん、婦人会長さん、Iターン代表の探検隊隊長、教育委員さんなどが住民の代表となっていただき、更に ことで、昨年度「小値賀町のこれからの土木行政についての懇話会」という会を立ち上げました。そこには住民 長を集めて意見の聴取を受け、今後の行政運営に反映させるというスタイルでした。それと違った形での公聴 て、従来各種団体長が委員として参加されておりましたが、この会は土木行政とは今まで関わりのなかった各 議員もご承知のとおり、各担当課において住民の意見を聴く各種協議会が開催されております。 「当懇話会の存在の必要性・意義を、行政・ これは従 住民の双 来の関 活 を重ねまし 方が確認で 長 団 動  $\mathcal{O}$ 代 体 【表とし の青年 県 寸 が 1 体 う

聞などを通して住民に知らしめていきたいと考えております。 ります。その後、 思いますが、町内に限らず町外の方々の小値賀再生への思いを、これからの行政運営に反映すべく意見を求めたところであ また、本年十月には各小値賀会の代表を集め、「小値賀ふるさと議会」を開催いたしましたことは記憶に新しいことだと 各小値賀会へのアンケートも実施いたしておりますので、 来年の初めには分析結果を提供でき、 小値賀新

資源調査・整理・情報の提供などを目的に実施しておりますが、当初、調査のみを優先的に進める方式をとっておりました。 それでは地区住民とのつながりに欠けるということと、 別の形での 公聴活動として挙げられますのが、 小値賀なんでんカンデン探検隊の事業です。この探検隊 住民の意識や住民の意見を聴く場として捉えるため、 は、

はその 変えております。 スタ イルを変更 今まで述べました活動と、 į 集落調査 の折にその 更に住民と意見交換を進める活動を続けて 調査結果発表を地区住民に対して行 V 更に住 いきます。 民と Ō 意見 できるように

二点目の質問についてお答えします。

商談の結果、 販売のチーフが イリングセンターの ぢか産物」 も申しましたが 京都新宿を基点に、 まず、安価な生産物に付加価値を付ける取り組みや、 また今月二日には、 のブランド化の手始めとしまして、 十一月末より取り引きを開始しており、 2、小値賀農水産物等ブランド化と流通対策事業に取り組 来町され、 東京都と神奈川県に二十五店舗を展開する小田急電鉄系の高級スーパー小田急OXからバイヤー 新谷千里氏 かねてより当町特産品のブランド化と流通対策事業に対してご指導いただいている、サミットリテ 当町 からのご紹介により、 カュ ら生産者組織の 甘さ好評の 園芸部会の役員をはじめ、 大分市にある株式 着実に販路拡大が図られております。 高価格での引き合いのための施策といたしまして、行政 小値賀メロンの 会社サンライフから、 んでおります。 ブランド化と販路拡大を行っており、 農協等、 関係機関を交えての商談会を実施 具体的なことを申し上げますと、 青果担当のバイヤー 十一月に東 報告 及び が  $\mathcal{O}$ 来町 中

ております。 購入を予定しており、 て他産地との差別 また、メロンに付加価値を付けるため、 原料を「じげもん」にこだわった味噌づくりの研究や、 化を図り、 その経費に対しての一 消費者へもっと積極的にアピールをするため、 当町メロンの特徴である甘味、 部助成に係る予算をこの度の補正予算で計上をいたしております。 風味が好評の すなわち糖度が高いことをセール 「ごま」、「茹でかんころ」等の販路拡 生産者組織である園芸部会が、 糖 度• スポイントとし その 大 を 酸 度計 ほ カュ  $\mathcal{O}$ 

口 定にしております。 一次産業を含めた関係機関で構成する委員会を構成し、 次に、 グラムを作成するように計画しております。 生産から最終消費者までを取り込むビジネスモデルを策定する、「特産品販売ビジネスモデル策定事業」に取 農漁業、 場分析を行っ 商 この事業により、 工会などと連携を図った地 た後 事業実施 具体的な事業の実施可能性を検証  $\mathcal{O}$ 0 域協働 組 織 構 型の戦 成 当町の一次産品を柱とした地域資源 事 業計 略についてですが、 画 収 するために、 資金計画を策定 十八年度に商工会を中心とし 町外 0 消費者 Ļ 0 商品化と、販 次年度以降の へのアンケー 売 アク ル て、 ŋ 1 町 調 査を実 ョンプ を確 内 む予  $\mathcal{O}$ 

点目の質問についてお答えします。

と考えております。 老人ホームに対し、 民の雇用対策、 取り組んでいるところでございます。 グループホーム建設について打診をしておりますが、今後、関係機関とも協議をして検討していきたい ,るところでございます。また、健康と福祉の地域づくりについては、現在、社会福祉協議会、雇用の受け皿づくりについてですが、農林班、じげもん班を中心として、就業増大に繋がるべ く販路

四点目の質問についてお答えします。

らないと考えております。 町外者の方で、督促はしておりますが納入されておりません。この二名については、財産差押等の法手続きをしなければな 在までに納入はされておりませんが、一名については今年度中に完納の確約をいただいております。残り二名については、 方不明で督促のしようがございませんので、 ただくように相談をしておりますので、平成十九年度中には完納になる見込みであります。残り二名については、現在、行 ら現在までに一名が完納し、一名は毎月一万円を納付していただいております。この方も来月より毎月二万円を納入してい 平成十六年度決算における町税の滞納者数は、 不納欠損になる公算が大きいと思います。固定資産税については、 町民税四名、固定資産税三名の合計七名です。町民税については、 決算から現

ございます。 各課長を動員して徴収する計画をしておりましたが、現在それは実施しておりません。 担当課で徴収しているのが現状

以上です。

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

もう一回答弁をお願いをしたいと。 (加山雅徳) まず一点目ですが、 町長の今答弁された内容が、 私の考えとずれとるもんですから、そこら辺について

いろんなことをやられとると。で、協議会等を各課でやっとるというふうな答弁やったろうと思います。 それはですね、 今、 町長の方が答弁されたいろんな、なんでんカンデン探検隊とか、土木行政云々で県北の方からきて、

理解をしてないっちゅうのは私議員としてでも個人的に責任もあるとは解るとですが、ただ、議員一人で説明して廻るのも 限度があると。 要するに私が言わんとすっとこはですね、 と言うのは、 冒頭、 私が質問の中に言ったですね、難しい話したら解らんですから町民の方もです あらゆるところでいろいろ私も話をするわけですが、

るとですけど、そしたらどのようにしたらよかとかと。自分はどういう今後小値賀町に対してどういうふうなことをせ たいと。そうしないとですね、あと、三点にもこれ共通しとるわけですが、いろんな意味で今後自律していくためにはです 方でですね、町長部局の方でそこら辺の意味合いをですね、もうちょっと町民に解っていただくような努力をしていただき いいのかという、そこら辺のですね、一言で言えば「地方分権」って言うたってなかなか解り難い言葉ですから、 難しいところが、まず町民がそこら辺から立ち上がってこんと、なかなか難しいんではないかという感じがしておりま ただ、今、自分たちが何をせねぇいかんのかっていうのが、まあ自分の生活で目いっぱいというのは もう確 かにこれ

そこら辺に対して町長のご意見をお願いいたします。

### **感長(近藤一輝)** 町 長

るのは「地区を廻れ」ということだろうと思っておりますが、それで間違いないですかね・・・。 (山田憲道) もう少し具体的におっしゃってもらえれば正確な答弁ができると思うんですが、 加山 議員さんの言

十八年度の財政計画等が確定した後にですね、その説明会は一応廻ろうとは思っておりますので、よろしくお願いします。

### [**長(近藤一輝)** 加山議員

う広報あたりでは するに噛み砕いてですね、 して説明をせね 等々出して町民のみなさん方にですね、小値賀町の将来の財政計画ということでシュミレーション作って出したと。 はこういう立場に今あるんだよということをですね、広報とか議会だより等々では ことでですね、なぜ、そこら辺をこうしつこく聞くかと言いますとですね、要するに当初、二年ぐらい前ですか、 ところが、その後、さっき私が言ったような形で国の動向もかなり変わりつつあるということあたりもですね、 (加山雅徳) いかん。小値賀新聞のあれでもそこら辺のところはですね、なかなか理解し難いところがあると。 なかなか説明が行き届かないということがあると思うわけですね。 もう一点ですが、要するに地区の説明会っていうのは以前から私も廻った方がいいんじゃないかと 町民の方に説明をしていただくと。尚且つ、さっき私が言いましたような形でですね、 (口で説明し難いので、) 書面でそうい それを要 町民に 財 う

その件に関してもう一 そういう意味において是非町民が主役ですから、 回 町長の答弁お願いいたします。 あくまでも・・・。 そこら辺を私はお願いをしたいわけです。

### 議長(近藤一輝) 町

**町長(山田憲道)** お答えいたします。

まとまるんではないかと思っておりますので、その件につきましても同時に説明会を一応廻りたいと考えております。 十八年度の予算というのは三月に末になると思いますが、その財政関係の報告と、それから小中高関係がある程度ですね

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

**一番(加山雅徳)** よろしくお願いいたします。

だと思います。今後していかないかんことはですね。 働型の、まあ協働型と言うよりも、 意見をいただいてですね、私ども非常に参考になったわけですが、農漁業、 次に、二点目ですが、これにつきましては町長も答弁の中でおっしゃられたとおり、この前、 みなさんと一緒にですね、町民と一緒にいろんなことを考えていかないかんということ 商工会等々とですね、いろんな連携を図って協 ふるさと議会の中で貴重

ます。大いにやっていただきたいと。 さっき言われたように事業計画等々を検討しながら今後やって、中長期的にやっていくということも、これも結構かと思い いうことでですね、 とをいっぱい言われたもんですから、私も書ききらんであれしたってすけど・・・。要するに今までの、この経済の活性化と 体化が足りんのじゃないかという、そういうふうな提言っちゅうか、ご指摘があったと思いますが、今、町長がいろんなこ それで、ふるさと議会の中で私も興味津々聞いとったんですがね、要するにいろんなアイディアはよかってすけどね、 いろいろ同僚議員さんからもですね、いろんな提案があっております。その中で、 要するに具体的に、

いろんな今後踏まえた中でやっていただければと思いますが、そこら辺について町長にお伺いします。 こら辺の発想の転換ということも、ふるさと議会でもそういう提言があったと思いますが、そこら辺のところを頭において 律でいくためのですね、 そういう中で、ここの一点だけですね、この経済の活性化っていう中で、今までの、 自主財源になるような成果が出るんだろうかっちゅうのが私の頭の中にいつもあるわけです 従来どおりのやり方では なかなか そ 自

### **職長(近藤一輝)** 町 E

町長(山田憲道) お答えいたします。

多分、加工場のことかなあと思っておりますが・・・

ことができないということでした。 会につきましては是非お願い 実は 新谷千里氏は当初は農業・漁業もまとめて販路の拡大をしたいということで来町されておりますが、その中で、 したいと。 漁業関係については漁連関係の販売系統だから、 その件についてはちょっと乗る 園芸

聞いております。 組合長の話では単独での漁協の場合は多分無理だと。宇久と小値賀が合併した後にお願いするかも分からないということは それから、加工場につきましては、これは二年前から漁協の理事会におきまして一応説明もし、いろいろしておりますが、

っております。 そういうことで、 玉 庫 補 助金が出ないという段階では今のところ、 小値賀町単独ではですね、 加 工場 0 建設は 無 理 かと思

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

一番 部局の方もひとつよろしくお願いしたいと思います。 (加山雅徳) そこら辺ひとつ今後の課題としてですね、 前向きに取り組んで、 我々も取り組んでいきますけど、 町 長

すか、それをですね、 うふうにもっていかないかんわけですけど、平行してですね、それに代わる、公共工事に代わるひとつの一大産業ちゅうで からずっと私も言っているのは、公共工事に替わる産業を起こしていかねいかんと。で、 事は当然それなりにせねいかんとは思いますけど、当然維持補修等々出てくるわけですから、それに代わるですね、 の高い方から随時やっていくということで、それも財政的に限度があるということで、一般会計からの持ち出 うしてもしていかなければならない公共施設、先ほど、松永議員さんからもいろんな指摘があったとは思いますが、 という答弁やったかと思いますが、一応この前の合同審査会でもですね、この公共工事っていうよりも、 方ぐらいに止めるという、いろんな審査会でもいろんな方面から検討したわけですが、今後ですね、私が思うには公共工 次に三点目ですが、町長の答弁でも各課と農林課等々でいろんなセーフティネット等々については考えていただい 各課でいろんなところの協力も得ながらやっていってると。これはもう当然そうせねいかんし、また今後ともそうい 次の水産業の振興策のところで言いますけど、そこら辺をひとつ今後検討していただきたいと思いま 町長が先ほどもおっしゃられたと 小値賀町の今後ど しが年間 ておる

次に四点目ですが、 この町税の滞納者については九月の特別委員会の中でですね、 同僚の議員さんからもいろんなご指

ら辺ひとつ今後とも努力していただきたいと思います。 答弁でもそれなりにやってきて完納もされたと。町外の方にはそれなりの処分をするということでございましたので、そこ あってですね、 なりの処分をしていくということで、町民にですね、 あえて私も今回の定例会に出すか出さんか迷ったんですが、これはひとつ、先ほども町長の答弁の中で、 不公平感が広まらないようにですね、 そこら辺は是非、今さっき

三点目の件だけ、ちょっと答弁お願いいたします。

### 議長(近藤一輝) 町 長

## **町長(山田憲道)** お答えいたします。

建設につきましては、今後、斑の下水道、それから小中高の新規の校舎ですね、それからずうっと遅くなると思いますが

診療所の建設ということで、重ならないようにですね、今後やりたいと考えております。 雇用の促進につきましても、 いろいろと事業者の方々に陸上の養殖業とか、グループホームの建設とか、 それから牛の

全課長まで今後しないと。 その結果、建設課の住宅料とか水道料、それから税務関係につきましては担当の方が頑張っていただいておるということで 舎の建設で事業転換をしてほしいと再三お願いしておりますが、なかなか踏み切れない現状でございます。 それから、 税務関係につきましては、私が四役をはじめ、全課長を動因してやるということは確かに言っておりま 一所懸命職員が頑張っているということですので、一応任せたいと考えております。

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

る必要があると思います。 のが現状であります。 獲の減少、 一番 (加山雅徳) 魚価の低迷、 このような環境を打破するためにも漁業者が一致団結し、創意工夫しながら新しい取り組みを推進 油の高騰など、 水産業の活性化策についてですが、小値賀町の基幹産業の一つである漁業におかれましては、 漁業を取り巻く環境は益々悪化する中で、 後継者不足と高齢化も拍車をかけている す

小値賀町まちづくり担い手育成基金とを組み合わせた形の対応はできないかお伺いをいたします。 水産業について、今後、捕る漁業から育てる漁業への転換の推進を図る考えはないか。 また、 離島再生交付金と

### **議長(近藤一輝)** 町

長

(山田憲道 点目の、「 捕る漁業から育てる漁業 への転換の推進を図る考えはないか」との質問についてでありま

ということであれ が が 必 一要になります。 海 面 での養殖業については区画 ば、 本町漁業の振興に末永く寄与すると思われる取り組みであって、 町としても支援について検討していきたいと考えております。 .漁業権を取得する必要がありますが、その場合、 漁 業調整、 共同漁業権の管理者たる漁協 その 他 公益上の支障 同 な 意

との質問についてでありますが、離島漁業再生支援交付金は、 二点目の、 、ては、 「離島漁業再生支援交付金と小値賀町まちづくり担い手育成基金とを組み合わせた形の対応は 活用できないことになっております。 国 県、 町 'のその他の補助事業の対象になっている取 出 来 な 11 り組 0 か 7

れば、 すれば、 しかし、 交付金につい 一つの取り組みに対して、両方の制度を活用するということは可能であると考えます。今後、そういったことが 例え一つの取り組みであっても、それを項目ごとに明確に区分して、 ては県に確認を取りながら、 活用の是非についてケー スごとに判断していきたいと考えておりま どちらかの制度を活用する等、 うまく工 夫

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

以

上です。

業権の問題はクリアできるんじゃないかなあと思い 可が出るんじゃないかなあっていう、国も県も漁場・藻場の いては、県の許可が要るということを私も聞いております。 ということで、 生交付金っていう、 一番 (加山雅徳) 要するに国も一緒ですが、 先ほど、 点目ですが、 産業振興課の課長からも話があったと思い 町長の答弁の中で、 県の方も一緒に交付金を出すということでございますんで、この 、ます。 共同漁業権の問題があるということでありましたが、これ そういう意味からすればですね、これは県の方もそれなりに 回復、 そいで、 ますが、 漁業振興という点からもですね、 要するに国が二分の一、 町 と県 共同漁業権に 当然、 が二分の は離 この 漁

ると思うわけですね。 ろを、それなりに溝を掘ってU字購とかなんとかをいけたりしてやっとると。 なっとるわけですかね?そこら辺も私、 きるということを私も確認をしております。 二点目ですが、この再生交付金と小値賀町まちづくり担い手基金ですね、この線引きをある程度すれ 基金を組み合わせた形で、 だから、 ある程度、 いろんな事業ができるということでございますんで、 先ほど町 ホームページいろいろ調べたらですね、 そういう中で、 長の答弁もあったようにですね、それなりの 町長もご存知かとは思うとですが、 これも当然、 種市町がいろんなウニの それに対してこのまちづくり担い手育 この離島再生交付 線引きをしないとな 岩手県の種市村が今は町に ば 養殖、 ですね、 金 遠  $\mathcal{O}$ 中ででき 浅 このとこ は

しいということは私も承知しております。

けですから、是非やっていただきたいと思います。 そういうことで、一点目の件と、この二点目ですね、 是非今後やって、 前向きにっちゅうよりも、 実際に現実にできるわ

町長のお考えをお願いします。

### 議長 (近藤一輝) 町

**町長(山田憲道)** この件につきましては、担当課長の方から答弁させます。

## **議長(近藤一輝)** 産業振興課長

**産業振興課長(筒井英敏)** お答えいたします。

ば、私たちの方も応援はしていきたいと思っております。 見直しも可能でございますので、来年の計画で、 い」と言うわけにはいきませんので、今の計画、 これが簡単に「できると言えない」と言いますのは、 離島再生漁業支援交付金で確かにできるかなとは思うんです。加山議員ご指摘のとおりでございます。 小値賀町漁業集落の方が見直して養殖関係等々を入れるということであれ 十七年度に県の認定も小値賀漁業集落はいただいてますけども、 私たちが小値賀漁業集落に対して「これをしなさい・あれをしなさ 一年毎に

### **議長(近藤一輝)** 加山議員

う中で役員も決めてやっとるということでございますが、要するに各集落、私のところで言えば相津・木場ですね。そこが 付金の内容は説明はしていただきました。 こがあるわけですね。 一つの集落になっていろんな事業をやるということですから、要するに先ほど言った、 一番(加山雅徳) これは先ほどの質問でもしたとおりですね、その集落で、町で十三ヶ所を一箇所でやっとると。 その集落に・・・。ただ「こういうことができるよ」ということは産業振興課の方からも来て、この交 その情報がきちんと伝わっとらんと そうい

ただしかし、 はっきり言いまして・・・。だから、そうじゃなくして、今から先、今後「こうしてやらねいかんぞ」という、 説明をしないとなかなか「海岸掃除となんかちょこっとやっとけばよかたい」っていうふうな感覚しかないわけで 示がまず第一。そいで次に、「そんなら今後どうしていくか」っていうふうな、積み上げていくっちゅうそこら辺 今言うような、組み合わせて「出来るか・出来んか」、それで「どうしたら出来るか」という、そこら辺 やっぱ

私は思います。 部、我々議会もそれに対して、「そんならこうしようか・ああしようか」という議論をお互いしていくべきじゃないかなと 思います。そういう意味においてですね、いろんなやり方があるんだということをですね、町民にまずお知らせして、執行 るための基金』と謳ってあるわけですから、要する町民に、また我々議会もですが、理解が得られればこれは使えると私は 目的見れば、『心身ともに健やかで活力に溢れた文化的な人づくり、産業の活性化のための後継者づくりを積極的に推進 いつも・・・。 ただ言いっ放しで、「あとは町民がどがんか考えるじゃろだい」っていうことじゃなくしてですね、ある程度サポートして きながら、そこら辺の具体的に「ほんならこうしようか」というふうな、そういうところが私は足らんと思うってすね。 だから今言うような、これはもう交付金は来るわけですから、このまちづくり担い手基金っちゅうのも、

それで、私の質問を終わらせていただきます。 そういうことで、最後に答弁よろしくお願いいたします。

### 議長(近藤一輝) 町

するということで、 (山田憲道) 説明不足もあったかと思いますが、 お願いしたいと思っております。 指摘された分につきましては、今後ともですね、 前向きに検討

議長(近藤一輝) しばらく休憩します。

時 分

再

開

時

一十八分

三番 ·小辻隆治郎

三番(小辻隆治郎) 私は、小中高一 貫教育に対する町の姿勢について教育長に質問 したいと思います。

します。

育は町 去る十一月九日に、小中高一貫教育についての中間報告会が北松西高にて開催されました。 全町民がこぞって協議すべき問題であります。 大島分校、 の教育体制が大きく変換する小値賀町にとっては歴史的な事件であります。小学校、中学校の本校はもとより、 県立である北松西高、 すべての学校を視野に入れた総合的な教育体制を再構築しなければいけないのです 周知のように、 中高

中 貫教育は中間報告にもあるように、 過疎化、 少子化に伴い、 学校規模が年々縮小し、 限られた教員数でどうした

ら教育の維持、 向上を図っていくか。北松西高の存続問題を含め、提案されたものであります。

果敢に実施に移すべき時期にさしかかっているものと考えます。 るのか。公立校として十二年間の一貫教育の中で、生徒をどう育て上げるのか。人ごとではなく、真剣に、積極的に議論 子どもは国の 『宝』と言います。と同時に、 町の宝でもあります。 小値賀町としては、この大事な宝をどのように養成す

そこで、五点ほど質問いたします。

実施せよというのは、これまでの各学校の長い歴史から見れば、時間的に余裕がない状況の中で、 十分になされたのか伺います。 まず、今年二月に、 長崎県が小中高一貫教育を打ち出し、来年二月には目途つけて、十九年四月に試行開始、 保護者を交えた説明会が

どう受け止めるのかお考えを伺います。 次に、特別支援教育は現在のところ小学校だけですけども、 中学校、 また高校ではどうなるのか。 保護者の切 実なる声 ネ

整えるべきと思うが、お考えを伺います。 い」とかで、尚一層刺激がなくなるのではないか心配する声があります。地元の高校でも十分大学受験に対応できる体制を 次に、学力の向上でも疑問視する保護者も多い。 小中高の垣根を取り払えば、「なれ合い」、「高校には受験勉強 せんで

します。 スと受け止め、 また、当町において全国でも初めての公立校による小中高一貫教育が行われようとしています。 モデル校的存在にもっていくことが町の活性化にもつながると思います。 その特徴を如何に出 これを千載一 すの 隅の かお伺 ジチャン

えているのかお伺 最後に、小中高 いします。 貫教育にかかる校舎も同 一の敷地内が望ましいという案が出されております。 その対応をどのように考

再質問は自席から行います。

**議長(近藤一輝)**教育長

教育長(巌 充也) お答えします。

また、「島」 今年二月、県議会の中で県教育長は、過疎化・少子化が進行している「島」地区において、教育水準の維持・向上を図 の活性化・ 定着化を図る上で、 小中高一貫教育を行い、一 つ、十二年間を見通した教育課程の工 一夫により、

礎学力の充実を図る。 研究を進めて行く答弁をいたしました。 0, 小中高の児童・ 二つ目、教科指導を充実させるための小中高教員 生徒と地域が一体となった学校行事の (の相互乗り入れ、三つ目として豊かな人間 取り組み等を柱とし、 平成二十年度の本格実 施 を目 社

来の夢実現に応えることになるとの考えで、 当町においても、 過疎化・少子化は非常に厳しい状況であり、この小中高一貫教育に取り組むことで、子どもたちへの 取り組むことといたしました。 将

会を設置し、全ての先生方が具体的な内容をどうするか検討しているところです。 本年六月に「小値賀地区小中高一貫教育推進委員会」を起ち上げてから、小中高の校長、 教頭先生を中心に各専 毎  $\mathcal{O}$ 

最初の質問ですが、ご指摘の、「時間的に余裕がないのでは」とのことですが、 私共も時間的に余裕があるとは思って

方々への説明不足も同様に感じております。 りません。これはやらなければとの思いで各学校の先生方に頑張ってもらわねばと思っております。 また、 保護者や地 域  $\mathcal{O}$ 

しており、 七時から斑地区、十五日午後一時から、大島地区の説明会も行いました。この説明会だけではまだまだ不十分であると認識 に説明ができなかったことは承知しており、その時に行ったアンケート調査の結果を集約し、再度検討いたしました。 先週十二月十三日夜、七時三十分から福祉センターで、斑・大島地区を除いた説明会を実施しました。 十一月九日に初めて中間報告会として、学校・行政関係者、 説明会の折アンケート調査も実施しましたが、いつでも疑問点やご意見を受けられるよう、各学校、 今後の進捗状況に応じて、説明会やおぢか新聞、学校だより等で周知して行きたいと考えております。 保護者、地域の方への説明会を実施しました。報告会で十分 また、十四 教育委員 日

されており、 義務教育である小中学校では特殊学級の設置が可能です。但し、高校については義務教育ではないため、 二つ目です。現在、小値賀小学校に特殊学級二クラスがあります。中学校には特殊学級はございません。 現在の北松西高校に特殊学級を設置するのは大変難しいことと考えております。 専 現行 菛 の学校が設置  $\mathcal{O}$ 制度では

幼稚園も体制を整えております。

を図るためにどう対応するかについても検討 については、この制度の柱である「基礎学力の充実」を図るため、十二年間を見通した教育課程の研究と、子どもの 次に、学力向上  $\mathcal{O}$ 心配と「小中高」のなれ合い、また、高校へ受験勉強をしなくてもよいので、 しているところです。現在、 検討している中でも、 中学校から高校 刺激がなくなるとの 0 夢実現 進学を 心

ではないかと考えております。 検定があります。 する際、 中学中級程度等の区分があります。こういうものを活用することで、子どもたちの目標や、 中学校で修得しなければならないレベルをどう保証できるかについて検討中です。 各々に財団法人日本数学検定協会や、 日本英語検定協会等が実施しており、 例えば、 各レベルに合わせて、 意識の高揚が図れ 数学· 玉 語 高校中 るの

ころでございます。 をアピールするよい 次に、 公立学校での 機会であると考えます。 小中高一貫教育の取り組みについては、 現在、 校長・教頭会等で目玉となれる制度を年度内に出せるよう進めていると 全国的に未だされていないと聴いております。 私共も小 · 値賀

高校の敷地に増設するようになろうかと思います。 ムーズに運営するには、 所に分けて既存の校舎の活用が考えられます。 校舎については、 中間報告会では二つの案を提示しました。 同一敷地内での実施をする方が効果的と大多数の意見を聴いております。 現在、 校舎に関する専門部会で検討中ですが、この小中高 同 一敷地内の校舎に全ての児童・生徒が入るケースと、 その際は、 一貫教育をよりス 現在の

町の財政状況も厳しい中で、今後、 町長、 議会等共、 調整をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

#### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 員

報告会のアンケートに対する返答ということで開催されました。 の教育が来ていると思います。その中で、 三番 (小辻隆治郎) 今、 第一点目についてお伺いしますけども、先ほど言いましたように、大きな変換点に小値 保護者に対する説明会が、 十一月九日、 中間報告会、そして十二月十三 日に 賀 間町

すね、 んじゃないかと思うんですが、それについては如何でしょう。 重要性を考えれば、もっと多くの参加者、 十二月十三日の説明会におりましたけども、 しかし、見るところ、保護者が四十名前後、 そして保護者ばかりでなく、 全員とは言い難いというような参加状況と思いました。この 確かに一つ一つ保護者の疑問に答えてですね、 もっと一般の人も交えて話し合う必 納得してもらっ 要がある 問 たよう 題 ので

#### **議長(近藤一輝)**教育長

充也) 質問 のとおり、 これは保護者だけの話ではなくて、 この取り組みについては、 小値賀町全体で取 ŋ

組

ないというふうに考えております。 むことだというふうに考えておりま かす。 当然、 地域の方たちのご理解、 それからご支援もいただくようにならなけ な

会を順次、進捗状況によっては開いていきたいというふうに考えております。 していただいております。で、アンケートも行いましたが、質問等の中で、こちらの対応とすれば、今後もこのような説 今回、 第二回目の説明会を本土地区、 それから斑地区、 大島地区と行いました。 それぞれの中で地域の方たちにも参 加 な

解に努めていきたいというふうに考えております。 報告会だけでなくていろんな形で周知する方法がございますので、そういうものも併せながら町内の方たちのご

#### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 員

三番 学省の諮問 い。この前の説明会でも少しそういうご返事がありましたので承知しておりますけども、 で、この問題についてはもうほんとに大きな問題ですから、一般の人も交えて取り組んでいってほしいと思います。 と言うんですけどね、やっぱり心の中ではなかなか納得しないというような方もおりました。散見されました。そういこと 得のいく形でやはり進めてもらいたい。この前の、十二月十三日の会合でもなかなか説明しても、 十九年度から試行が開始されます。それまでにはですね、やはり保護者とか、町民とか、一般の人とか、十分に協議して納 次にですね、特殊学級が小学校に今二クラスあって、 (小辻隆治郎) 機関 が最終報告の形で提言をしております。 今のご解答は心強いもんですけども、もう既に十九年度、十八年度はなんか特区申請ということで、 中学校にも「出来る」というご解答でした。高校ではちょっと難 平成十五年三月にですね、 説明に対しては「うん。」 文部 科

積極的に進言してい ます。いずれも保護者の方から見ればですね、なかなかいい提言だとは思います。 称だそうです。 児童生徒一人一人について個別の教育支援計画を作成すること。小中学校に特別支援教育コーディネーター、 それをちょっと読みますと・・・。 ?間のみ特別支援教室の場で特別の指導を受けることを可能にする制度に一本 これを置くこと。そして小中学校における特殊学級や通級の指導の制度を、 くことが必要かと考えますけども、 その中にですね、今五つありまして、三つ私の どうお考えでしょうか。 化すること等がこの中に盛り込まれ そういうことを、 目に止まったんですけども、 通常の学級に在籍した上 町としても県とか国に ま らあこれ 障 害  $\mathcal{O}$ おり は仮 あ

#### 成長(近藤神一輝) 教育 長

校現場とか、 認識します。 十分に検討して働きかけはしていかなければいけないというふうには考えております。 それから県教委とか、場合によっては国とか、そういうところにも必要事項についてはですね、 制度の点があります。で、その制度については今後ですね、やはりこの小中高一貫を取り組む中で、学 保護者にとってはですね、やはり大事なお子さんですから非常に心配なことだと、これはもう十分に 我々も内容を

### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 員

ってもらいたいと思います。 三番 (小辻隆治郎) 今後の働きかけが大事ですから、どんどんどんどん、こういう話は国のおおもとでもあります。

もう積極的にですね、働きかけて、そういう特別支援教育制度をもっと具体的にするような気持ちを持ってもらいたいと思 そして、 『子を思う親の気持ち』は深いものがあります。どうぞ今おっしゃったことをですね、 心に刻んで県とか国に、

的にそういう形が出来ないのか。そういうことについてはどうお考えでしょうか。 高一貫をですね、 ですね、 の小中高一貫になって刺激がなくなる、そして地元の高校でも十分にそういう大学受験、とりわけ難関と言われる大学にも けども、それがなかなか形として現れないようなことがあったんでしょうと私は考えるんですけども・・・。一層ですね、そ いうか、 るということなんですけども、なかなか基礎学力の充実という言葉を出してもですね、簡単にはそれが生かされていないと 次に、 対応出来るような教育体制は、もっと町としても関与していくべきじゃないかと思いますけども、せっかくの小中 学力の向上についてですけども、これについては今言ったように基礎学力の充実ですか、そういう点を重 実際問題として今までの教育の中でですね、果たしてそれが有効に、従来までも基礎学力の充実とは言ったんです 単に数合わせとやり方で、基礎学力の充実もいいんですけども、 テーマとしてはいいんですけども、

#### **議長(近藤一輝)**教育長

教育長(巌 いまして、 県の方もそのような基礎学力向上の検討委員会を県内で作るというような動きがあるというふうに説明がありま 県の中でもですね、 基礎学力、言葉では言われてもなかなか具体的に「何だ。」と言われると、なかなか難しい点がござ やはりこの問題は大きな課題として今検討されております。 先週、 県内の教育長会がござ

ります。 やっていただかないと、これは今後PTAとかですね、そういうところとも協議をしながら、家庭でやる役割、 っとした後はですね、今度は学校でやる役割、こういうものもこれからはやっていかなきゃいけないというふうに考えてお める部分が出てまいります。例えば、朝食をしっかり食べて来るとか、それから特に小さいお子さん、小学校の低学年生で 特に基礎学力の点については、これは学校だけで出来る話ではなくて、当然、家庭の生活習慣、これが非常にウエイトを占 「るということではございません。その中で、校長・教頭会、毎月定例会を行っております。その中でも検討 九時・十時には就寝するとか、起床時間もある程度早めに起きるとか、こういうきちんとした生活習慣を家庭内で 昨年の十二月に、 小値賀町の町内において『学力向上委員会』というのを作りました。で、結果はまだすぐに しております。 それがきち

こういうのがですね、見えることで子どもたちに一つ目標が出来たり、また頑張る力がですね、出てくるのかなあと・・・。 取り組んでいきたいというふうに考えております。 ては予算化をお願いするようなケースもあろうかと思います。いろんな方法をとってですね、子どもたちの学力アップには ということも今後は考える必要もあろうかなと思います。そのときはまた、町長とか議会の方とも調整をして、場合によっ の負担というふうになってくると思います。ただ、これはですね、今後検討してまいりますが、 ただし、これについてはですね、今の状況であれば、保護者の負担、これは義務教育のお金ではございませんので、 は然るべき機関がやっている検定で、これは多分全国的に同じようなレベルのものが出てくるかなあと思っております。 標がないというようなこともあります。現在は、教頭会で考えておるのが、先ほど言いました『検定』がございます。 それから、先ほど言いました、確かに特に中学校から高校への入学試験が無いということで、子どもたちにとってその目 場合によっては一部の助成

#### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 昌

みるということについては少し疑問があります。なぜかと言うとですね、ちょっとこれは私の勉強した範囲内での ついては 三番(小辻隆治郎) .確かに重要だと思います。もう一つ、その検定についてですね、 今、答えの中にありました『躾』については賛成ですけども、まあ私の考えですよ。私の考え、 やっぱり試験を課して、そしてそのレベルを見て 例を言い

ここにですね、 冊の本を持ってきております。 これは『学力低下を克服する本』という題名です。 教育問題 に関 心 0) あ

る人は ど九割ぐらいがちょっとおかしいんじゃないかというぐらいの結果が出たそうです。 ですね、 うです。 ら『六』にアップする、 遅い子、 の生徒がどこの段階でつまづいているのかを早く判断するということです。生徒にもそれぞれ個性があって、理解が早い子、 してそのつまづきの 限りはこの四つが それをかいつまんで言うと、生徒がですね、 生徒を他の生徒と比較するんじゃなくて、その生徒自身のですね、理解度を中心にして、よりその子の、今が『五 返し出てくると言葉というのは、私の考えでは四つ上げられると思っております。 知らな その子の 「つまづき」はですね、最初のうちは小学校三年ぐらいからもうあるらしいんです。 チェックテストをしたところですね、 人はいないというぐらいの有名な本ですけども・・・。読んでみますと、この本のキーワードと言うか そして「チェックテスト」。この四つと考えております。他にもあるかも知れませんけども、 キーワードではないかと考えております。この著者の教育感というのがですね、私が読んだ限りではです 「習熟度」というのがあります。これに合わせた学習をしていった方がいいというのがその著者の見解で 部分を早めに克服させるということ。 『七』にアップすると、そういうような形で向上させていく方がいいんじゃないかという考え 小学校を卒業して中学校の始めにそのチェックテストをしたところ、 勉強に「つまづいた」ときに、その部分を徹底的に そしてそのために「チェックテスト」をして、その子どもが、 それは「つまづき」、「反復 それをそのままほっておくと 「反復練習」して、 私が読んだ ほとん 三な ょ

シップをとるようになったと、そういうふうに書いております。 復練習」させて理解させたところ、もう嘘のように問題がなくなったと。寧ろ、この生徒が勉強の面でもですね、 考え方です。 育という形で時間 に国が言う道徳の低下のせいだと、偏差値重視のせいだとしてですね、『ゆとり教育』という名のもとにですね、 そいで、 その本の著者によればですね、 結論付け を割いたわけですけども、 ております。 事実、著者の体験でですね、 『校内暴力』という言葉が一時マスコミで取り上げられましたけども、 この本の著者によれば、それは寧ろ原因は理解力不足にあるんだと。 問題児に対して根気強く「つまづい た」部分の問 問題を、 リー そういう ゆとり教 ダ 反 は 単

名になりました。 の卒業生にです ちなみに、この本の著者はですね、紹介しますと、 貫教育制度を、 現在は京都の大学に付属の小学校を造るということで、 医学部とか工学部 私 立ですけども採用し  $\mathcal{O}$ 理系を中心にした大学、 7 おります。 最初の赴任地が兵庫県の八千人弱の それも所謂難関と言われる大学に多数入学させたことで有 副校長として招かれております。この学校も 山間地だったそうです。 この 時

ご存知のようにですね、そして五年後までは各学年四十人前後で生徒数は推移

**藏長(近藤一輝)** 小辻議員、質問のポイントをもっと絞って下さい。

要するに、検定についてのご意見を言ってるわけでしょ

**三番(小辻隆治郎)** はい、分かりしました。失礼しました。

そういうことでですね、一々あげればそういう形です。

ていくように・・・。そういう考えを私はもってるんですけども、教育長は如何でしょう。 ですから、もう少し教育の内容についてですね、先生方と、そして町としての意見をもっとはっきり述べてですよ、やっ

# **議長(近藤一輝)**教育長

全部というわけではございませんが、認識はしております。 教育長(巌 充也) 小辻議員のご質問、今説明がありましたけども、 その内容は我々も今、 校長会・教頭会の中で全部

ういうこともやっております。 間にお手伝いをするとか、そのようなことも学校の校長の了解をとった上、また県の教育事務所の確認をとってですね、 一つの例として、現在ですね、今、小学校の先生が中学校に現状の中でも一応『TT』という補佐的な時間で、 数学の そ 時

の中に取り組んでいきたいというふうに考えます。 うふうにしております。そのようなことを今後は町場の方とか、いろんな方々のご意見をお聴きしながら、この推進委員会 味で、この小中高一貫の取り組みの中もですね、教員の相互乗り入れというのは、こういうことを含めて考えていこうとい にやはり遅れがちの子どもさんに対してどうホローするかということが、これ大きな課題になってまいります。そういう意 やはりこれはですね、一つの学級の中でやはり進んでいる子どもさんと、多少遅れがちの子どもさんがいると、そのとき

#### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 員

ムをアップしていくかですね、そういう仕組みをどんどん作っていけばですよ、 いうことはですね、今後、例えば、小値賀の場合には小中高一貫で人間も限られますから、その中で如何にレベルを、ボト 遅いの、そういうことをなんとかそういうふうな形で克服していこうという考え方だと思います。出来るだけですね、そう 三番 (小辻隆治郎) 今のお話の中でですね、先生の相互乗り入れということで、補完し合いながら、そして理解度の早い いけば、 進学の面もいいし、

もまた変わってこようと思います。 面 £ そして何よりもその生徒 の満足度が違うと・・・。 歩でも自分なりに前に進むということになれ ば、 本人の自

それでは次の質問にいきます。

何に小値賀の北松西高を特徴づけるかということがちょっと判り難いところがあるんです。 当町ではですね、初めての全国でも公立校ということなんですけども・・・。私非常に考えとってですね、 小中高 一貫で如

それで、教育長としてはどういう、まあ個人的な感想でも結構ですけども、どういうイメージがあるか

もし、お考えがあれば、お伺いします。

# **議長(近藤一輝)**教育長

そういうものが何か見えるのかというふうに、そういう考えがあるのかというご質問と受け止めてよろしいですかね? 教育長(巌 私どももですね、やはりこの取り組みはですね、全国的に初めてと。それから長崎県内で隣の宇久島、それから奈留島 充也) ご質問の中身はですね、例えば、小値賀の目玉となるような、そういうこの取り組みの中身がですね

小値賀を一応三地区として取り組んでいる状況です。

だというふうには考えております。 状況というふうに考えております。我々も、この校長・教頭会等でですね、 指示はまだ私どもの会議は一回も開いておりませんので、それぞれの地区の取り組みを多分、県の方は現在は見守ってい 県は、取り組みの中身についてはそれぞれの地区の主体性というふうにしております。現在のところ、県の方の具体的 やはりこの制度を、 小値賀をアピー ルする機 る

尚且つ小値賀の島できちっと出来るかというところをですね、これから検討していこうというふうに考えております。 るし、いろんな意味でプラスの わせよう」というような方が出ればですね、それなりにまた小値賀の子どもたちにとっては非常に刺激になり、競争にもな るということも含めて、この制度がしっかりすればですね、島外者の人たちが、「じゃあ小値賀で子どもたちを高校まで通 で、一つは、この取り組みの如何によっては子どもたちという対象がですね、 以上です。 面が出てまいります。我々はその点も含めて、どのようなものが対外的にアピールできて、 小値賀だけではなくて、小値賀 の外

#### 感受(近藤一輝) 小 辻 議員

三番 玉』というのを恐らく作っていかなくてはいかんのだろうと思います。先生方と、そして委員会、そして保護者と、 そういう意味でですね、非常に難しい面もあるかと思います。ただ、小中高ということで、小中高を中心にした一つの 化交流という形で高校はやっていますけども、ただ、小値賀の場合には小中高一貫ということで、高校だけ 一般の方、 いろんな人の意見を聴いてですね、早めにその『目玉』を作る算段をしてもらいたいと思います。 長崎県には 『離島留学制度』というのがあって、五島はスポーツ、壱岐は原 の辻、  $\mathcal{O}$ 問題じや 対馬 は国 な

を出来るだけ呼ぶような、そういうようなひとつの特徴を出してほしいと思います。 のためによそに行ったり、そういう状況ですから、そういう子どもたちを出来るだけ外に逃がさないように、そして町外者 は非常に大きな問題ですからですね、一つの目玉として、そして町内がこうやって進学のためによそに行ったり、 予断ながら、この前、 仮にですよ、 斑がなくなる。中学校もなくなる。小学校もなくなる。何か背中が寒い思いしました。だからこの問 飛行機に乗ったところ斑が見えました。そして真下に中学校・小学校、そして高校と見えましたけ スポーツ

これは町の活性化という面から非常に重要な問題です。

最後にですね、今までちょっとソフト面だったんですけども、 し具体的にひとつ示してほしいと思うんですけども・・・。 ハード面について、先ほどのちょっとご返答がです á

あると思うんですよ。 ところが、 応十八年度に特区申請、 その前に、その敷地内に校舎を造るか、増築するか、どういう形にするにしても、 その辺はどうお考えでしょうか。 それで十九年度に試行開始ですね、そして二十年度にはもう実施に当ると。 ある程度予算

面

何

#### **藏長(近藤一輝)**教育長

今度校長会、 の枠組みの中で校舎をどうするかと。今、 想定されます。一つは、今、 高校の校舎に対してどれくらい必要なものが要るかとかという案を今作っているところでございます。 必要な教室数、 私どもを含めた教頭会等でですね、 ハードの面はですね、やはりこれはお金がまず最初にかかります。 普通教室が幾つ、それから特別教室、 必要な教室数、 小・中・高の事務職の方がその校舎の配置図というところで検討しているところ 例えば今取り組んでいる『四・三・五』の枠組みと考えておりますけども、 またほんとに必要なものかどうかを再度検討をする必要があろうと思いま 例えば音楽室とか図工室とか、そういうものが幾つ要るか。今 単位とすれば 『億』という単位 その案はいずれ、

うふうに受け止めております。 す。例えば、三階建にするのか、 四階建にするのか。 その他に今、 給食の問題も出てきております。これも大きな課題とい

やはり効率良くやれるだろうという考えが大半ということは言えます。 と思っております。ただ先ほど申しましたみたいに、この取り組みをよりスムーズにするためには、同一敷地内にある方が と言いますのは、まだその案が出来てないところで「このようにします。」ということはちょっと避けさせていただきたい そうなると、当然、財政的にどうなるかということが出てまいります。今、この場でははっきりしたお答えはできません。

ちとのご相談をした中で取り組まなきゃいけないというふうに考えております。 で、実際の費用については、これ町長部局の方との財政計画がございますので、 その辺はその計画とか、 また議会の方た

#### **議長(近藤一輝)** 小 辻 議 員

ら早めの、今度集まるということでその辺で具体的な煮詰めが出来るんだと思います。 も、一応十九年度には建設の予定に入らんと二十年度には間に合いませんですね。そうすると、実施設計もありますことか 三番(小辻隆治郎) 今、「はっきりは言えない。」という、 例えば具体案が出とらんけんはっきりはせんのでしょうけど

る範囲内でお互いに話を出来るということだと思います。そのために情報交換とか、協力体制がスムーズにいくものと思い の疎通を欠いていたと・・・。こういうのがあります。 と。例えば、小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校と。それぞれがお互いのエリアをずうっと囲って、それで意思 それで今教育長が言ったように、これまでのですね、学校の先生によれば、学校教育の弊害の一つが講師間の壁が 小中高一貫の一つのメリットと言えば、そういう同じ部屋で顔の見え あ った

そう思います。 面でもですよ、主にソフト面からでも教育委員会としては町の代表としてひとつ先生方にですね、発破をかけてもらいたい。 そういうことでですね、早めにですね、その設計に移るように。そして小中高一貫教育が充実した形になるようにソフト

これを読んでから、ひとつ私の質問を終わりたいと思います。 最後にですね、私ちょっとこれを書いてきたもんで、これを読まんば気のすまんと・・・。 (笑い声あり)

『米百表』という言葉があります。平成十三年に小泉首相の所信表明演説の中に出てきた言葉でありますけども、

の方もいるかと思います。

明日をよくしよう。」という考え方となり、人々に感銘を与えたという話であります。 とごとく人にある。食えないからこそ、学校を建て、人物を養成するのだ。」と主張 却して、その代金で学校設立の資金に当てたということであります。小林はですね、「 寄贈されてきました。しかし、ときの長岡藩重鎮 明  $\mathcal{O}$ 初めですね、戌辰戦争で焼け野原となった長岡城下に支藩の三根山藩というところから、 小林虎三郎は、この百表の米を、 Ļ 飢えに困っていた藩士に配分せずに売 国を興すのも、町が 「目先のことばかりとらわれずに、 見舞い として百 栄えるのも、こ 表の米

これは教育の根幹と思います。

ひとつそのことを心に刻んで、 小値賀の 小中高一 貫の ために頑張ってください。

以上です。

# **議長(近藤一輝)** 教育 長

教育長 (巌 充也) これはそれぞれの小・中・高の先生方も同じような認識だというふうに私は感じております。 お言葉どおり、この教育とは当然『人間の形成』と。『人格形成』というふうに考えております。

というふうに考えております。 私どもも当然そこが柱でですね、 取り組みについても、 その大きな目標というものを見据えてですね、対応していきた

議長(近藤一輝) 次に、十番・立石隆教議員

性化について伺 十番 (立石隆教) 、ます。 私は、 町長に新型インフル エンザ流行が懸念される問 題に っつい て、 次に教育長に地区 一公民 館 0 用

まず、新型インフルエンザ流行が懸念される問題について伺います

猛威をふるうことになるわけですが、その可能性は近年、 変異を起こすと人間にも感染するウイルスとなると言われております。その時に新型インフルエンザウイルスが人間社会で ルエンザウイルスは鳥から直接人間に感染するものではないようですが、 今年も世界中で鳥インフルエンザの流行が予測されており、各国その対策に神経を使っているところです。この 非常に高いとWHOをはじめ、 しかし、このウイルスが他 世界の専門家達は警鐘を鳴らして  $\mathcal{O}$ 動物に感染し、 鳥インフ

そこでお伺いいたします。

工 、ます。 ーンザの 値賀町 は渡り 発生が 確認された場合、どのような対応をすればいいのか、その対策について事前に準備しているのかどうかを 鳥の中継地でもあり、 感染した鳥がウイ ル スを運んでくる可能性があります。 もし、 小 値 質にて パインフ

効であるとして、 世界的な新型インフル 対策の一つとして、 その薬のストックにやっきとなっているという報道がなされています。 現在でも使用されているインフルエンザ治療薬タミフルが初期段階なら新型インフルエンザにも有 エンザの流行が懸念されている昨今、世界各国各地がその対策に頭を痛めている状況であります。

本町においては、このタミフルのストック状況はどうなっているのでしょうか?今後のス 1 ック計 画 は あるの かどうか 伺

います。

か、 再質問及び地区 タミフルについ 使用されているのであれば、 公民館の活用と活性化についての質問は自席よりさせていただきます。 てはその 副作用が問題になってい その副作用に対しての説明はきちんとなされているのか現状を伺います。 、ます。 現在、 小値賀診療所では、 タミフルという薬は使 以用され 7 る

### 議長(近藤一輝) 町 長

町長 (山田憲道) 一点目のご質問につい てご 確認の意味も含めて申し上げま

活動に多くの被害をもたらすのではないかと心配されておりま だ世界中で事例が られております。 言葉の定義を申し上げますと、鳥インフルエンザは鳥から鳥へ感染するのが通常であり、 感染の原因となるウイルスが変異して人から人に感染する力を持つ場合が新型インフルエンザであり、 ないため、 もし発生した場合にすべての人が免疫をもっていないため世界中で大流行し、 まれに鳥から人への感染が認 人命や社会経済 ま

の行動計 現在 その後、 の状況は、 画を策定、 保健所としての具体的な行動計画を策定する形になろうかと思いますが、 の公表、 町としての 厚生労働省が平成十七年十月二十八日、 十一月三十日に都道府県に通知 それに併せて上五島 行動計 画を急ぎ策定い 保健所は、 た したいと思い 管内感染症対策協議会を二十二日に開催することにいたしております。 それを受けて長崎県は、 新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、十一月二十九日に います。 県の行動 小値賀町としても、 計 画の策定に入り、 その会議の中で情 十二月二十二日

ニュアルを作る必要があると考えておりま 今あ る情報で推 生じた場 合の隔離の問 測 すれ なば、 町の行動 題、 医 療 計 へのつなぎの 画の中では、 養鶏場の監視の強化や鳥インフルエンザ発生時の防 問題などが課題として考えられ、 住民 への啓蒙・ 周 沒存体制、 知も含め 仮に人へ 7

二人が死亡した疑いがある」との報道があっております。 二点目の質問でございますが、各種報道関係等でご承知のように、「日本で二○○○年以降、 タミフルの副作用で小児十

状況だそうです。 エンザは軽い病気ではなく、 タミフルがあまり使わ ルエンザ罹患時の異常行動は、タミフル発売以前から、インフルエンザ脳症の初期症状としても数多く報告されている。 ミフルの安全性には重大な懸念があるとは考えていない」との見解が発表され、 て意識障害、 **\$療所長に確認しましたところ、タミフルの重大な副作用として、** 幻覚、 妄想、 れていない米国でもインフルエンザに罹患した小児の突然死が報告されている。③そもそもインフル 痙攣等が現れる可能性があるとのことですが、 幼児死亡率が高いとの見解が出されており、 シ ヨック、 引き続き、学会レベルで調査・検討を続けてい 厚生労働省から十一月二十二日に また、 肝機能障害等とともに精 小児アレルギー学会では、 「現段階では ①インフ <

で診断を確実に行 出ておりますので、今後は、 とでございます。 診療所においては、 この薬剤は、 平成十三年二月から投与を開始しておりますが、現時点ではそういう事例は確認され 的確な対応をすることで所長から報告を受けております。 製造企業とも連携を密にして各種の留意事項を患者さんに説明の上、 特にA型インフルエンザについて、 四十八時間以内に投与すると効果が高いというデ また、 抗原検出 てい ない キット等 ータが とのこ

九十人分と、タミフルドライシロップ三%三十グラムを三本、人数に直しますと子供十人分と、抗原検出判定キット三十本 を保有しております。 三点目の質問でございますが、 現在、 診療所では、 タミフルカプセル七五を九百カプセル、 人数に直 しますと五 日処方で

て次の六項目を指示しており、 一容といたしまして、 ③ 卸 平成十七年十一月二十四日付けで「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給の行政指導」により、 売販売業者 ①供給量の確保と出荷体制 の分割納入、 製薬企業や各医薬品卸販売業者もそれに準じて取り 4都道 府県から の整備、 0 融 通要請があ ②注文を前年度の使用実績によるものとし、 0 た場合に は国が 協力体制 が 規制されていると聞 ⑤抗原検 備蓄を目 都道 畄 キ 府県 7 おります。 次を 通

先ほど説 診 関に届け出 断 が 崩い 確定 してか たしました量以上のスト て、 必要量の発注を行うと、 らの投与、 ⑥使用: - ツクが 上の注意により薬の適正投与、 現在 随時確保が出来るようになっております。 出来ないようになっております。 以 上が要点でございますが、これらにより診 インフル エンザが発生した場合には、 療所でも

ちなみに平 成十五年度は三百一カプセル、十六年度は四百十六カプセルを使用いたしております。

以上です。

# **議長(近藤一輝)** 立石議員

こと、 十番 (立石隆教) 対応マニュアルを考えていきたいということですが、これは時期的 鳥インフルエンザの発生に対する対応の答弁でございますが、 にはい 0 行動: 頃までのことをお考えなの 計画を策定するようにしたいと か更に伺 って いう

おきます。

をしているということですが、県の方ではストックの計画はしっかり実行しているんでしょうか。 う状況だというふうに私は理解しましたが、 それから、 今後のストック計画でございますが、 県レベルではこのストックは大いに、 今、 町 長の説 明では我々のように町 何か各都道府県では レベルではスト ツ クが 所懸命これに努力 出 来な 1 とい

その辺の二点をお伺いします。

# **議長(近藤一輝)** 町 長

町長 いますので、 (山田憲道) 住民課長の方から答弁をさせます。 詳しいことは今度十二月二十二日に上五島 保健所で担 当課 長が 応出 席し て話し合うということでござ

#### **議長(近藤一輝)** 住民課長

画を策定しようかと考えております。 いますので、 今月の二十二日に県が公表をする予定だそうです。それに伴いまして、各保健 住民課長(谷 来年早々でもとりあえず保健所の 小値賀町としてはそれに併せた、一緒になって行動計画を作らなければなりませ 良一) 先ほど、町長が答弁しましたとおり、厚生労働省が十一月二十九日に行 行動計画が出来る前に小値賀町だけの会議をい 所が保健所管内の行動計画を作るだろうと思 たしまして、 W 動 0 計画を作 で、 なるだけ早めに行動 時 期 つており は判らないんで まし て、

#### **【長(近藤一輝)** 診療所事務長

レベルでは今のところ、ストックというのはこれ以上は難しい状況です。 (吉元勝信) 今後のストック計画についてのお尋ねの件でございますが、 先ほどの町長の答弁のとおり、 町

う、そういうようなシステムを執るのではないかというふうに考えております。 ありますので、推測の域を出ることができませんが、都道府県単位で備蓄を行って発生したところに集中的に供給するとい それで、製造メーカーの方に確認をしましたところ、ある程度その部分については出荷せずに抑えてるというような状況で それで、県の方でのストックということでお尋ねでございますが、我々の方でもそれはまだ連絡があっておりません。

# **議長(近藤一輝)** 立石 議員

いというふうに思います。 いうことにいたってはですね、大変なことですから、どうぞこれは最大限の検討課題としてですね、しっかりと当ってほし 十番(立石隆教) これが一旦新型インフルエンザが流行すると、相当数の被害者が出るという予測があります。で、そう

うふうに思います。 から、是非、先ほど住民課長も答えられたように、 鳥インフルエンザも冬に発生するわけですから、 我々独自ででも作業は進めるという方向は是非期待をしておきたいとい まさか冬が終わってから「行動計画が出来ました。」では困るわけです

それでは、次の質問に移ります。

教育長に、地区公民館の活用と活性化についてお伺いいたします。

目的に立ち返り、 を活発に行っておりますが、 小値賀町には、一つの中央公民館と各地区ごとに地区公民館があります。現在、中央公民館には館長を置き、 もっと地区公民館の利用を促進させる働きかけが必要であると私は思っております。 地区公民館においての活動はほとんど無きに等しい状況にあるのではない かと思い 、ます。

そこで、まず現況をお伺いします。

地区によってばらつきがあるとは思いますが、 地区公民館の稼働率は月にしてどれくらいあると把握していますか?

信います。

んどが地区会長が兼任していると聞いています。専属で地区公民館の管理者を置いている地区はどれくらいあるのでし 前には地区公民館の管理者を地区会長とは別に配置していたところが多かったと伺っておりますが、現在ではそのほ よう

か伺いたいと思います。

方分権の時代、住民自治の重要性からいっても、 もっと活用する必要があるし、その可能性や役割は今まさに重要な時を迎えているのではないかと考えます。これから の大きなものは学習の拠点として、地域の問題点に取り組む場としての役割です。現在の地区公民館の活動状況を見たとき、 戦後公民館が各地に設置され、 単なる集会所としてではなく、 住民や地域の果たす役割は、 公民館として建設されていったのには理由が ますます大きくなると思います。 あります。

員会はどのように考えているのか伺いたいと思います。 ました。本町も地区公民館の活性化を図る必要を感じるし、 るところがあります。それを担う地域の力として高齢者がこの原動力になっている事例も多く見受けられるようになってき 民が取り組む拠点として活用されていますし、子供達の放課後の児童館的な役割や、 なってきました。「官から民へ」という言葉はこのことの意味も含んでいると思います。 公の部分のすべてを行政が担ってきた時代から、行政と住民や地域や各種の組織が役割分担をして公の部分を担う時 今以上の活用を期待したいのですが、このことに対して教育委 補助的学習の場として、 他町においては、 地域の問題に 活用され 7

せんか?伺いたいと思います。 いってほしいと思うのですが、 き、高齢者同士の集いの場として自分たちで管理運営し、 地区公民館の活性化を図るためには、公民館が毎日開いていることが重要な点です。公民館の係を高齢者に担っていただ 教育長はどのようにお考えになりますか?このような活動を誘発させるため 生き甲斐の対策の一つとして地域のための具体的な活動を行って の施 策 なはあ りま

す。図書館の書庫不足問題解決に地区公民館を活用することついて、どのようにお考えかを伺います。 の蔵書を分散し所蔵させ管理を任せることができれば、 て図書の果たす役割は大きいものになります。 地区公民館が活性化し、 毎日のように解放されるとすれば、図書の貸し出しも活発化するでしょうし、また学習 今、 図書館の所蔵庫不足の問題が出ておりますが、 現在の状況をある程度解決することが出来るのでは 地区 公民 館に ないかと考えま か なりの数

#### **議長(近藤一輝)** 教育 長

# 教育長(巌 充也) お答えします。

長さんが行ってい 町内には地区住民センター五ヶ所と地区公民館と称しまして十二ヶ所があります。 ると認識 しており、 専属 0 管理者は配置されてい ないと思っており /ます。 各 々 0) 施設 の管理は 各 地 0)

に運営しております。 地区 いっておりま |住民センター及び地区公民館の稼働率は私どもでは現在把握はしておりません。 利用方法としては各地区の総会、 各種会合、 婦人会・育成会活動、 利用形態は各々の地区において自 敬老会、 各種 のお祭り

く利用しておりました。これらの活動は各々の自主的な活動であり、 私も二年間地区の会長を経験しましたが、詩吟や大正琴のクラブが定期的に利用し、 社会教育の活動と認識しております。 また老人会・婦人会・育成会等もよ

実態があり、各々の会長さんの意見も聴く必要があるかと考えます。地区会長さんの意見や地域の声を聴き、 地区公民館をより活用し、活性化することは望ましいことと考えます。現状において、 各地区の会長さんが管理して 今後の対応に 1 る

活かして行きたいと思います。

からの不便の声はなかったと記憶しております。 しておきました。住民センター内には各種の電気機器も備えており、管理上、鍵をする方法をとっておりました。 きました。また自宅の玄関に鍵を置いて、いつでも利用できるようにしておき、使用者はホワイトボードに記入するように 1 ます。先にも述べましたが、 地区公民館のキーマンや開放については、 私が地区会長をしていた時には、住民センターの鍵を副会長、 人材をどう確保するか、また地区公民館の管理をどうするか課題になるかと思 婦人会・老人会等へ渡してお 地域の方

現状は、 各地区の自主管理の実態があり、各地区会長さんとの協議が必要になろうかと思います。

考えられます。 いりましたが、 以上です。 図書館の蔵書については、現在の施設での書庫では十分でないと認識しております。先に、 現在は、 図書の管理、 他の施設建設との関係で保留となっております。 管理人をどう確保するか、 地区会長さんの意見を聴く等、 地区公民館の活用との提案は、 今後検討して行きたいと思い 図書館の移転の問題も出てま くつ かの

#### **議長(近藤一輝)** 立石議員

く端的に表しております。 てきております。 (立石隆教) もともと戦後、 非常に公民館の役割として五点纏めてるのがあります。 各地に公民館が設置されました。その中で非常に社会教育について大きな役割を果たし 茅ヶ崎市で纏めたやつですが・・・。

公民館は住民の交流の場」、 「公民館は住民による集団活動のよりどころ」、 「公民館は住民のための学習の場」、 公公

民館は住民による文化創造の広場」、 「公民館は住民自治を進める原点」というふうに書かれております。

戻って考えるならば、最も今だからこそ、先ほどの『住民自治の原点だ』と、こういうふうに言っております。 ろんな活動をしております。公民館活動をしております。社会教育活動をしております。それで事足りるというふうに安心 しているところがあるのではないかというふうに思います。なぜ、各地区にそういう公民館を建てたのかということに立ち 公民館の活用については、 現在、 小値賀町においては非常に不十分だというふうに考えております。 中央公民 館の方が

こないと思うんですね。そういうことをお解りにならないと思うから・・・。 重要性や、それから教育全般を扱うところの教育委員会が主導をしなくて地区会長にお任せしてそれでいいのか?意見を聴 くということですが、その意見の中で、そうした地区公民館の活用の仕方がほんとに出てくるのだろうか?待ってても出 であれば、この地区公民館の活用は今だからこそ重要だというふうに考えます。その担うべき役割を、そこの社会教育 地方分権の時代、住民自治が原点であります。我々が目指すところは、そういうところに向かおうとしてるんです。

いのかというふうに思います。その点について考えを伺いたいと思いますが、その前に一点だけ。 そういうのはやっぱりこの教育を主管するところの教育委員会がもう少し積極的に働きかけをする必要があるの では な

でありましたけれども・・・。 区公民館の館長が事例を発表されました。中央公民館ではありません。地区公民館の館長です。もう退職されておじいさん この間、本町において、本年の初頭だったと思いますが、北松地区の公民館大会がございました。その中で、 田 虰 0) 地

そういう事例を言われました。 かということを一所懸命考えて、 言われたということに端を発してですね、 彼が中心となってですね、公民館毎日開いている。 地区でいろんな会合を開いたり、或いはそういう子どもたちと一緒に活動をするという、 如何にしてそういう子どもたちの教育についてですね、 その中の中心課題は、 自分の地区の周りの子どもたちが「不良だ」と 地域がどう関与してい

地区の問題を取り上げて、その問題を地域で解決していこうじゃないかという姿勢がまさにこの地区公民館の役割だと思 それは建物があるから出来ることではないんですね。寧ろ、ソフトの部分です。

<u>|</u>せします。 ですから、そういうふうな働きかけは教育委員会がやらなければ誰がやるのかと私は思うんですね。 」と言っても、 会長さんはご承知のように、 大変仕事の多い方です。そこにまた尚一層のですね、 「地区会長さん、 お願いをす

あってもいいのではないかと思うんですが、そのことについてどう思いますか。 にこういうふうな格好でやったらどうかというようなことをね、 は無理な話であります。そういうふうなものは別個にですね、こういうふうに管理者を作られて、 もっと誘発するような、 そういう教育委員会の働きか もっと積 け

#### 議長(近藤一輝) 教育長

教育長 いうのの位置付けが最初かなと思っております。 田平の事例発表ということも含めてですね、小値賀町の今置かれている住民センター、 地区公民館と

と言うのは、多分これは幾つかの歴史があろうかと思うんですが、これは 『社会教育法』で言ってる公民館、 若しくはそ

れの分室という位置付けでは小値賀はしてないようです。 ですから、これは今後ですね、そういうふうになるとすれば、現在が、これも制度的に規則があるわけでも確 カゝ

での実績もございますので、そういうことであれば、 の地区住民センター、 1 ます。多分、今までの実績・実態等で各地区の会長さん方にお任せしているのが実情じゃないかと思い ですから、そうなると今後、 それから地区公民館の位置付け、そういうものからスタートしていかないと、これはそれぞれの今ま そういうところから原点に立ち返って私どもからすればですね、 私ども今後検討する材料になろうかと思います。 町長部局を含めて再度、 います。 思

# **議長(近藤一輝)** 立石議員

も承知してるんです。 とから言ってもですね、 (立石隆教) 公民館の建替え・修復等については、 そりゃあ実質上は公民館の方でいうところの公民館は、 教育委員会の方から予算を出すようになっておりますね。 『中央公民館』のことを言ってることは その

よ。その建替えの補助金については・・・。そりゃあ町長部局の方ですよ。しかし、教育委員会に属しているということを考 だけど、その公民館に準ずる形でですね、 教育委員会の所管であるんです。 」ということをですね、もう少しアピールすべきではないでしょうか? 公民館に準じた扱いをすべきです。と言うことになればね、 造っていることも事実です。そうでなければ、 所管は教育委員会じゃない 「単なる集会の場だ です

更に、そういうことによってですよ、高齢者の方々が「自分たちが開いている時間をいくらでも公民館の管理に使っても よ。」というような方々っていっぱい出てくるんじゃないでしょうか。寧ろ、 その地区の会長さんが認めたときに しか

開いちゃいけないと思ってればですね、遠慮するんじゃありませんか。

ような働きかけというのはすべきではないかと思うんですけどね・・・。そのつもりはありませんか? そういう意味ではもう少し積極的なですね、そういう高齢者の方々の登用と言うか、そういうものをもう少し促してい

#### 議長(近藤一輝) 教育長

教育長 で確かに計上してい るのは事実です。 最初の質問のところで、確かにですね、 住民センター、 公民館の改修等の予算措置がですね、

で、私もこの件について、どういう経緯でこうなったかというところをですね、 ちょっと確認したところ、 「経緯が不明

のものも、はっきりしたものはなかったんじゃないのかなあというふうに今考えております。 ということで聞いております。 ですから、これもですね、町長部局ですべきなのか、それとも教育委員会ですべきなのかというところのお互い 0

のはですね、これは我々も利用されることについて特に異論があるわけではございません。 かく言うつもりはございません。ただ、地区公民館、または地区住民センターの、そういう社会教育的な活動の方法という ただ、これはどちらでしようともですね、これは地区にとってみては結果は一緒でございますので、それについてはとや

ただ今、立石議員がおっしゃっているようなことは、今後、委員会の中で検討させていただければと思います。

#### **議長(近藤一輝)** 立石 議員

いう姿勢が必要ではないでしょうか?私はそれを思います。 本来向こうです。」という押し合いへし合いするような形ではなくて、寧ろ今の時代だから積極的にこれを使いましょうと いてはもっと積極的にやろうじゃないかという、それぐらいの意気込みは私は期待したい。「私たちの範囲ではないんです。 寧ろ所管が総務課にあったとしても、名前が『地区公民館』とついているじゃないかと。 十番 (立石隆教) 所管がどこであるか、どっちがやるべきかという、そういう杓子定規なことを聞いているのではなくて、 だから、私たちがこの 使い方につ

間ぐらい開けといてですね、そして子どもたちがそこに来て勉強して帰ると。昔、先生だった人たちがそこで算数教えたり !語教えたりするというようなことも非常にやってるじゃないですか。で、最初のうちは大変だなあと思ってたけど、 特にこの頃テレビなんかで出てますよね。 おじいちゃん・おばあちゃんたちがですね、子どもたちが帰って来たら、

りました。私はこれは一石二鳥じゃないかと思うんです。 もたちに会えるんで、それをやるのが今度楽しみでしょうがないというふうになっていったというような報道もなされ てお

していくかと観点からも大変重要なポイントだと思うんです。 そういう意味においてはですね、教育の問題もさることながら、 高齢者の方々のパワーをどう小値賀の地域づくりに カゝ

所管がどっちかというやり取りじゃなくて、そういう意味ではもっと使おうじゃないかという積極的な姿勢を私は期待 如何ですか。

#### 議長(近藤一輝) 教 育

たいと思うのですが、

教育長(巌 充也) 今後検討させていただきたいと思います。

十番 議長(近藤一輝) (立石隆教) それから、図書の蔵書の問題で、管理の問題云々というようなことでございますけれども、 石 議 員 毎日

そして誰も管理者がいないという状況は確かに問題はあるかとは思います。

ないということがあるかも知れません。仮に・・・。それはある程度しょうがないロスではないでしょうか。 は出ないのではないかと。そりゃ何冊か完璧にですね、全然借りたところが判らないというような状況があって、 しかしですね、先ほど申したように、高齢者の方々がですね、そこに誰かがいるという状況になれば、私はそれほど問 口 1収出 来

ないでしょうか。その他の、使わなくても今で出来ることがあるんなら、やるべきではないでしょうか。 ためには、そういうことを使うことではないでしょうか。それを、お金をかけることで簡単に解決しようと考えてるんでは その件については、どう考えますか。 そう考えればですね、私は今の蔵書の、倉庫が無いがどうしようかとかですね、そう思ってるなら、今出来ることをやる

#### 議長 (近藤一輝) 育 長

教育長 図書の問題は、今言った地区の公民館を活用する方法も一つの方法だと思います。

館との関係をどうしていくかと。極力重複しないとか、 と言いますのは、当然、 小中高一貫が今後取り組みに入ります。その中でも今検討をしていこうと考えております。 小中高の校舎の中に図書室が入ってきたり、その中で子どもの図書と町が管理している町 逆に町の図書館をもっと活用するとか、そういうことも含め って考え の図

開けて、

ていく必要があろうと思っております。

これは当然、校長会・教頭会を通してそのようなことを提案して、 学校の受入態勢も含めて考えていきたいと思っており

議長(近藤一 輝) これで一 般質問を終わります。

ばらく休憩します。

議長 (近藤一輝) 再開 します。

おはかりします。

て及び日程第六、議案第六九号は、 日程第五、議案第六八号、 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更に 関連がありますので、 一括議題としたいと思います。 つ

再 休

開 憩

午 午

後 後

時 時

分

四十九分 零

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第五、議案第六八号、日程第六、議案六九号を一括議題とします。

議案第六八号、

議案六九号の提案理由の説明を求めます。

総

務 課

長

総務課長(大黒泰三) 議案第六八号、 議案第六九号についてご説明いたします。

平成十八年一月一日に新 本案は、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更をするものでございます。 「松浦市」が設置されることに伴い、 松浦 市、 北松浦郡福島町及び鷹島町が長崎県市町村総合事

務組合から脱退し、 また、 同日から南高来郡有明町が島原市へ編入されることに伴い、 松浦市」として加入することになりました。 この 町が長崎県市町 村総合事務組合から脱退し、

島

原

市が当組合 加入い たします。

- 54 -

この配置分合に伴い、 南高北部斎場が解散されることから当組合から脱退するものであります。

るものであります。 さらに、平成十八年一月四日に西彼杵郡琴海町が長崎市へ編入されることに伴い、長崎県市町村総合事務組合から脱退す

地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経なければなりませんので、ご提案申し上げました。 よって、当組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴い、当組合の規約を変更する必要があり、その協議につきまして、

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第六八号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六八号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更につい

てを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六八号、長崎県市 ·町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更につ

これがら、養養育さしずこつ、こり寸論が言いまいては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第六九号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六九号、 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更につい

てを採決します。

以上は、原受り 1000 や三下でおはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六九号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更につ

いては、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

約の変更について及び日程第八、 日程第七、議案第七〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規 議案第七一号は、 関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、 日程第七、 議案第七〇号、 日程第八、 議案七一号を一括議題とします。

議案第七○号、議案七一号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長 (大黒泰三) 議案第七○号、 議案第七一号についてご説明いたします。

償等組合を組織する組合市町村からこれらの町を減ずるものであります。 有明町、福島町、鷹島町が廃止されることに伴い、平成十七年十二月三十一日をもって、 平 -成十八年一月一日に有明町が島原市へ編入合併され、また同日に福島町及び鷹島町が松浦市と合併されることにより、 長崎県市町村議会議員公務災害補

協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要でありますので、ご提案申し上げました。 一月三日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合市町村から琴海町を減ずるものであり、 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 また、平成十八年一月四日に琴海町が長崎市へ編入合併されることにより、 琴海町が廃止されることに伴い、平成十八年 その

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第七○号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、 変更についてを採決します。 議案第七〇号、 長崎県市 町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規

おはかりします。

本件は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七○号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う

規約の変更については、 これから、議案第七一号についての討論を行います。 原案のとおり可決されました。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七一号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規

おはかりします。

約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

規約の変更については、 したがって、議案第七一号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う

原案のとおり可決されました。

おはかりします。

すの で、一括議題としたいと思い 程第九、 議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について及び日程第十、 、ます。 議案第七三号は、 関連がありま

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長 (近藤一 輝 異議なしと認めます。

#### したがって、日程第九、 議案第七二号、 日程第十、議案七三号を一括議題とします。

議案第七二号、議案七三号の提案理由の説明を求めます。

総 務 課 長

総務課長(大黒泰三) 議案第七二号、 議案第七三号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、 公用地等の取得、 管理、 処分等を行なうことにより、 地域の秩序ある整備と、

住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。

このたび、 市町村の廃置分合に伴い、 公社の設立団体である有明町が平成十八年一月一日に島原市と合併し、 当該町に

いては公社を脱退いたします。 また、同年一月一日に松浦市、 福島町及び鷹島町が合併し松浦市として施行され、 松浦市については引き続き公社に加 入

いたします。

さらに、琴海町が平成十八年一月四日に長崎市と合併し、 当該町につきましても公社を脱退することから、 公社の定款を

変更するものでございます。

条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経る必要がありますので、ご提案いたしました。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 つきましては、定款の変更をするときには、 公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十

(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、 議案第七二号についての討論を行います。

炖

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、 原案のとおり可決されました。

これから、議案第七三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七三号、 長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**浸(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第七三号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、 原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七四号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更につ

#### いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総 務 課

約の変更についてご説明いたします。 総務課長(大黒泰三) 議案第七四号、 佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規

の議決を要するため、本案を提案するものでございます。 方公共団体の数が減少すること及び当該組合の規約を変更することについて、 平成十八年三月三十一日の佐世保市、宇久町及び小佐々町の合併に伴い、佐世保地域広域市町村圏組合を構成している地

地方自治法第二百九十条の規定により、

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長 (近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七四号、 佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更に

ついてを採決します。

おはかりします。

本件は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

については、原案のとおり可決されました。 したがって、 議案第七四号、 佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更

規約の変更についてを議題とします。 日程第十二、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う

本件について提案理由の説明を求めます。

びこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

住民課長(谷良一) 議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の 住 民 課 長 減

でございます。 護認定審査会規約を変更することについて、地方自治法第二百五十二条の七第二項の規定に基づき、本案をご提案するもの 久町介護認定審査会を共同設置している地方公共団体の数が減少すること、並びに合併に伴い、佐世保市小値賀町宇久町介 皆様ご承知のとおり、宇久町が平成十八年三月三十一日をもって佐世保市と合併されることに伴い、 佐世保市 小 値 字

それでは内容をご説明いたします。

査会から「宇久町」がはずれますので、そのための改正であります。 値賀町及び宇久町」を、「及び小値賀町」に、以下、 題名が、「佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会規約」を、「佐世保市小値賀町介護認定審査会規約」に、 第二条から第八条までについても佐世保市小値賀町宇久町介護認定審 第一条中

附則として、この規約は平成十八年三月三十一日から施行するとなっております。

なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、 棒線を引いているのが改正部分でございます。

以上で、 提案の理 一由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。 (近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

- 62 -

少及

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

う規約の変更についてを採決します。

これから、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。 したがって、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに

日程第十三、議案第七六号、 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

たします。

務 課

総務課長(大黒泰三) 議案第七六号、 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案についてご説明い

一方自治法では、 施設」 」として定義 地 į 方公共団 その設置、 体の多数の住民が利用し、 運営に必要な事項を定めております。 住民 の福 祉 0 向 E 上に欠か とせない 公共サー ビスを提供 いする施 設

が直接住民の福祉を増進するものでないものは該当いたしません。 しかし、 公の目的のために設置された施設であっても、 住民の利用に供することを目的としないもの、 利用に供する目 的

出資法人、 指定管理者制度は、 土地改良区などの公共団体や、 平成十五年九月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、 生協、 農協、 自治会などの公共的団体に限って委託できるとした管理委託 公の施設の管理を、 地方公共 団 制 体

廃止され、これらの団体に加え、幅広く民間事業者を含むものを指定する「指定管理者制度」 が創設されました。

この改正により、 公の施設は指定管理者制度又は直営で管理することになりました。

八年九月までに必要な手続を完了しなければなりません。 改正法施行時に管理委託制度をとっている施設にあっては、指定管理者制度を導入する場合、 又は直営の場合も、 平 成

制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができます。 なお、 指定管理者制度では、 新規の施設については、供用開始の時点から指定管理者制度か直営のどちらかで管理することになります。 公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、 指定管理者は利用

指定管理者は、 指定管理者となるものについても、 「法人その他の団体」と法に定められていますので、個人を指定することはできませんが、 特段の制約を設けず、民間業者も指定管理者になれるものとしておりま 団体であれば 法

人格は必ずしも必要ではありません。

離型の条例を制定 公の施設の指定管理者制度の条例整備につきましては、 他の個別事項 、は別々の条例により定める方法をとっております。 指定管理者の手続等に関する共通事項を 本の条例にまとめた分

それでは、条例案の内容をご説明いたします。

第一条は、 小値賀町公の施設 の管理を行わせる指定管理者の指定の 手続等に関する条例の趣旨でございます。

第二条は、 骨三管理針の骨三の甲骨この ハニミのころし につ。第二条は、指定管理者を募集するための事項を定めております。

第四条は、指定管理者の候補者の選定について定めております。第三条は、指定管理者の指定の申請について定めております。

料

金

第五 一条は、 公募によらない指定管理者の候補者の選定等について定めております。

第六条は、指定管理者の指定について定めております。

第七条は、指定を受けた団体が協定を締結するための事項を定めたものです。

第八条は、 公の施設の管理の適正化を期すために、 指定管理者に対し、 業務報告の聴取等について定めております。

第九条は、指定管理者の指定取消し等について定めております。

第十条は、事業報告書の作成義務と及び提出義務について定めております。

第十一条は、原状に回復する義務を定めております。

第十二条は、指定管理者がその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、 又は滅失した場合は、 その損害を賠償すること

を定めております。

第十三条は、 個人情報の取り扱いについての秘密保持義務等を定めております。

第十四条は、条例の実施のための必要事項を規則で定めるとしております。

附則は、条例の施行期日を定めております。

以上、条例案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加

山議員

一番(加山雅徳) 第二条のですね、一番目の、 この 「公の施設」 が、 小値賀町の場合、 どの施設が当るのかお知らせ願

ます。

**議長(近藤一輝)** 総務課長

総務課長(大黒泰三) お答えします。

公の施設といたしましては、たくさんございます。

かしながら、 小値賀町の今回の指定管理者で言う「公の施設」 とは、 高齢者生活福祉センターと地域福祉センター、

に特別養護老人ホームでございます。

#### 議長 (近藤一) 加 Щ

一 番 かなあと思いながら・・・。 るんじゃないかなあって私思うんですが・・・。 もつ施設ということでですね、他にも例えば、体育館等々あると思います。他に言えば、交流センター辺りもそれに該当す (加山雅徳) この公の施設についてはですね、 公の施設っち、 先ほど、 私もあっちこっち調べたんですが、 提案理由 の説明の中でですね、 住民の福祉を増進する目的 小値賀町でどれが当るの

でしょうが、そこら辺明確にしとった方がいいんじゃないですかね? 総務課長の言うには、その三施設ぐらいという話があったんですが、 それでこの条例自 体 まあ規則 が何 カゝ で謳うと

しばらく休憩します。

開 時 時 三十分

後

三十一分

再

長

議長 総務課長 (近藤一輝) 再開します。 お答えします。

ると思います。 今回の、 この条例は、 指定管理者を指定するための条例でございまして、その後、 どこを指定するかは次の段階で出てく

黒 崎

議

員

議長 (近藤一輝) ほ かに質疑はありません か。

うことになるわけですね。小値賀町で作った施設を、 が後退するわけですね。つまり、どういうことかっち言われると、ちょっと私もまとめきらんとですけど、公設民営っちい 題はありませんけれども、 そうなると、 (黒崎政美) 公的責任が後退しますね。 今回、この条例を設けていくと、管理者を指定するか、直営かということになりますね。 他の団体に管理委託したということになりますと、どういう現象が起きるかとなれば、 議会としてのチェック、これも減退していくと・・・。 管理運営を民間の方に渡すと。 任せるっちいうことでしょ。 直営なら問

のチェックも住民のチェックも遠のいてしまうと・・・。 ただ、今度の場合は、 直営もまた認められとるし、その民間の会社等にやると。そうなると、今私が言ったように、 その辺はどうお考えなのかな?

そういう施設が増えてくるわけですね・・・。 そういうことになりますよね。今、特老なんか貸したっちゃあ何もなか・・・。 そういうことになりませんか? 施設が老朽化すると修繕したり何だりつ

(近藤一輝) しばらく休憩します。

憩 時 三十五分

再 後 時 五十分

務

課

長

再開します。

議長

とができる。」、そういうことを謳っております。 指示に従わないときは、 に対しては経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又必要な指示を行うことができる。また、 総務課長(大黒泰三) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、この指定等を取り消すこ 指定管理者の監督についてですけど、これは、「公の施設の管理の適正を期するため、 指定管理者が 指定管理者

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

岩

坪

議

員

七番 (岩坪義光) ちょっとお尋ねします。

指定管理者になった場合は、この業務の一部を委託っちゅうことはでけんとでしょ?

それと、選定方法は今から選定委員会を作り考えていくとでしょうけども、その選定委員の、 今から煮詰めていくと思

ますけども、どういうふうに考えておるのか、もしあれば・・・。

議長(近藤一輝) 務 課 長

総務課長 (大黒泰三) 指定管理者で受けた業務を、 また第三者に一 部として委託は出来ません。

それと、選定委員会ですけど、規則で定めます。

ほかに質疑はありませんか。

議長(近藤一輝)

議 員

四番 なかこういうふうな文言に行き当たらないわけなんですね。二項の方にはあったわけなんですけども、ちなみに二項の方を 四条の二第六項の規定による議会の議決があったとき」というふうになっておりますけども、これを読んでみますと、 んでみますとですね、 英明) 第六条ですね、指定管理者の指定ということで載っておりますけども、 最後の方で「又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会におい ここに「地方自治法第二百四 て出席 なか

なんですけど、 議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。」ということで、 私の勘違いか判らないけど、それ一つお尋ねします。 第二項ではないのかと、こういうふうに思うわ

てあります。 けども、この中に、議会の議決を必要とすると。第六条には指定管理者の指定を、 それと、第九条ですね。 指定の取消しなんですけども、 さっき黒崎議員が言っていたのと少し関連があるかとは思いま 議会の議決が必要だということで書かれ

うことでこれ解していいわけですか。その二点についてお尋ねします。 停止について準用する。」と、こういうことが載っておりますので、ここには議会の議決ということで記載されておるとい それで、指定の取消しについては、この二項の、「第六条第二項の規定は、 指定管理者の指定の取消し又は管理

#### 議長(近藤一輝) 総務 課長

管理者となる団体の名称、それから三番目に指定の期間ということで、これが議決事項になっております。 総務課長(大黒泰三) 第六条の議会の議決については、 まず公の管理を行わせようとする公の施設の名称、 一番目に 指 定

ければならないということで解釈しております。 それから、九条の二項ですけど、「第六条二項の規定は~準用する。」ということですけど、六条の二項は、 告示をしな

#### 議長(近藤一輝) 浦 議 員

けど、もう一度答えていただけますか。 四番(浦 英明) 第二百四十四条の二の第六項の規定を私聞い たわけなんですけど、 今の答弁がよく解らなかったんです

#### 務 課 長

### 総務課長(大黒泰三) お答えします。

地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」、 二番目に指定管理者となる団体の名称、 二百四十四条の二の第六項は、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、 三つ目に指定の期間、 その議会の議決事項が、 これが議決事項でございます。 管理を行わせようとする公の施設の名称、

### 議長 (近藤一輝)

ほかに質疑はありませんか。

#### 永 員

改正

(松永勇治 まず、加山議員からも質問がありましたとおり、この条例の制定に基づいてですね、ここに三つの

なっとると思うんですけれども、 高齢者生活福祉 セ ンター、 地域福祉 将来この他にですね、 センター、 それに特別養護老人ホームの三つが改正されるっちいうことは指定 指定するような、 該当するようなものがあれば、それを教えてくだ 0 対象に

すと、 すね、 こまで検討されておるのかどうかと・・・。 しない旨の規定することは可能であるというようなことを書いておりますけれども、 となることができるが、各地方公共団体のですね、 九十二条の二、又は第百四十二条に規定する兼職禁止には該当せず、法令上、長又は議員本人が経営する会社も指定管理者 それとですね、この中に掲げてもいいというようなことでありますけれども、まず第一点は、透 首長、議員等の 地方公共団体と指定管理者は一般的な取引関係に立つものでないため、 兼職禁止ということで、工事請負なんかやってる人は普通の場合は出来ないわけですけど、 判断により条例で長や議員又は親族が経営する会社を指定管理して選定 所謂 請 透明性の確保からですね、 負では該当しないと。この 明性 の確保の観 この点、そ ため、 点から 見てみま

たとすればですね、いろいろ問題点がありますので、そういうところについてのですね、今日、この案を訂正しなさいとは なくて、そういうふうな点についてですね、 教育委員会っちゅうことになりますけども、その辺の課題などがいろいろこれからやっていく上で出てくると思うんですよ 言いませんけれども、 そういうところはですね、条例制定する上での中では必要な事項は条例で定めると、後で問題が起きてから定めるんじゃ それからですね、二点目は、 今後そういうふうな点について十分検討していただきたいと思いますので・・・。 適切な管理運営の課題。それと三点目は行政手続き、自治体とのコントロール、これ 勉強と言いますか、よく検討されておるのか。ただ、見本により条例制定され これ要望です。 は 町

### 議長(近藤一輝) 町 長

町長 ムのみをですね、 (山田憲道) 先ほどから申しておりますが、 今のところ考えております。 高齢者生活福祉センター、 それから地域福祉センター、 特別養護老人ホ

**議長(近藤一輝)** 町長、答弁もれがありますので・・・。

町 長

# 町長(山田憲道) 失礼しました。

そういう兼職とか何とかには該当しないと思っております。 否定はしませんということです。

### **藏長(近藤一輝)** 松永 議員

六番 してこの条例だけではですね、規則が出ておりませんので、その中に規定されたものもあるかも判りませんけれども、 いうふうなことについて十分検討されたのかということをお尋ねしたわけです。 (松永勇治) 他にですね、これ条例制定の中でですね、いろいろな私がさっき言うた二つ三つの適正な管理運営に関

議長 (近藤一輝) 町

町長 指定はですね、また議会の方で決めることでございますので、一応そういうつもりではおります。 (山田憲道) この三つにつきましては、 まだですね、ただ条例の方には一応出すということですが、この指定業者の

議長 (近藤一輝) しばらく休憩します。

休 憩 後 兀 時 分

再

開

後

兀

時

分

総 務

課

長

(近藤一 再開します。

総務課長(大黒泰三) お答えします。

この条例についての検討ですけど、他のいろんな条例関係を見てうちの方で吟味しております。

ほかに質疑はありませんか。

三番 (小辻隆治郎) なんかあやふやあやふやみたいな感じでよく解らんですけど・・・。

第二条の解釈ですけども、「町長等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするとき」とありますけども、これ

は町長等が公の施設を特定して、そこに指定管理者を置こうという意味なんですか?

例えば、 民間の方が見て、これは公の施設と、そこに指定管理者を置いてもらいたいという場合には、どうな

るのか・・・。 どうでしょうか?

しばらく休憩します。

議長

(近藤一輝)

再開します。

総務課長

(大黒泰三)

お答えします。

再 開 憩

兀

Ŧ.

分

兀 時 時

十五分

後

総 務 課 長

辻

議員

公の施設はですね、 こういう形で募集しますよということでございます。 福祉センター、 そういう所だけを名指して言っているわけじゃなくて、 他にさまざまなあれがあるわけですけど、ここで言う「公の施設の管理を」いうことは、 大きな形で公の施設をもし指定管理させる場

# **議長(近藤一輝)** ほかに質疑はありませんか。

### 加山議員

体であれば誰でもできるわけでしょうから、募集はですね・・・。 会で例えばそういう選定委員会ですか、そういうとを設けて募集を募った、で、島外のそういう団体かNPOかそういう団 二日までに直営で管理するか、若しくはその指定管理者制度を導入するかっていうことに流れ的にはなると思うってすよね 公の施設をですね、 そうしたら結局、 (加山雅徳) 今回のこの定例会でこれが可決された、で、例えばその間にあと二回ありますたいね。三月と六月の議 募集する場合にどれどれというのは町長部局の方で決めるとでしょうけど、ただ、実際平成十八年九月 先ほどの質問でまだ私納得しとらんわけですが、 実は、 総務課長の先ほどの答弁でですね、要するに、

そうしたら、結局あと二回、 要するに三月か六月でそういう指定管理者にするか、直営で管理するかっちゅうの 私 は

来年の九月二日までにどっちかを選択せねいかんというのが今回の、この指定管理者制度と思うわけですね。

私は九月二日までにどっちかを選択せねいかんと、そいで来年の九月二日以降、その後はそれで決まったらその通りでいか いかんと・・・。 だから、今までの議論の中で、条例だけしとけばあと随時できるんだっていうところが、ちょっとずれとるっちゅうか、

随時見直しっちゅうのはあるとですか? そこちょっとお伺いします。

と思うってすよね。 例えばですね、さっき言よった若者交流センターとか、いろんなまだ民間に委託せれば経費削減される所が 教育施設でも・・・。 いろんな所でですね。 0 あ

私は思うとですけど・・・。 だから、そういう所はあくまでも公の施設っちゅうのはある程度ここで謳ととかんとですね、いかんとじゃない

んごとなっとじゃないかなあと思うとですけど、そこら辺如何でしょう? 私もはっきりそこら辺は判らんとですけど、それだけは事前に公の施設っちゅうのを決めとか んと随時っちゅう は カン

### 《長(近藤一輝) 総務課 長

### 総務課長(大黒泰三) お答えします。

先ほどの提案理由の中でご説明いたしましたが、今回の条例の作り方が共通部分はこの形でやって、 他の部分については

その設置条例を変えていくというような方法をとっております。

は三月の議会で今度はどこを指定するかという形が議会の議決でもらわれると思います。 ん。その後、今回、施設の管理の一部改正通った後に、早速、その選定委員会等が開かれ、 それで、次のときはまた出てきた場合は、設置条例の一部改正で指定管理者に合うような一部改正をしなければなりま それではっきりした時点で今度

その後、初めてその施設が指定管理者として正式に活動するということになります。

以上です。

議長(近藤一輝) ほ かに質疑はありませんか。

六番 ましたけど、どういうことですかね? (松永勇治) この指定手続きに関する条例の後に、 何か設置に関する条例とか何とかっちゅうのは今ちょっと耳に 松 永 議 員

何日までで終わるわけですね、この条例は・・・。そしてまた新たに設置条例ができるんですか? 応指定しなさいと。そしてそれによってあれしたところは今度設置条例ができるわけですから・・・。 規則なら解るんですよ。この条例は、さっき加山議員さんが言われたようにですよ、この条例が来年の九月二日までに これはそうすると何月

ちょっと私の勘違いかも知れませんけど、そこんところはよく(説明して下さい。)

#### 議長 (近藤一輝) 務課長

総務課長 (大黒泰三) お答えします。

れを分離しまして共通事項だけこの条例で通して、あとの施設については各々上がってきたときに出来るような条例の作り あとに出てくる議案が三つあります。それが本来でしたらこれと一緒になった総合型があるんですけど、うちの場合はこ

方をしておりますので・・・。

議長 (近藤一輝) 松 永

(松永勇治) 訂正してお詫びいたします。 (笑い声

あり)

(二輝)

ほ

かに質疑はありませんか。

加 山 議 員

一番 (加山雅徳) 先ほどの答弁で総務課長が言われた、 公の施設のですよ、どこどこっちゅうのは、 この条例で謳とか

でよかってすか?

ら九月二日過ぎたらですよ、もう要するに、この指定管理者制度っちゅうのはもうどっちかに行くわけでしょうから、ずっ れた、そいで募集かけるときに「これとこれ」と言うとでしょうけど、ただ今んところこの三施設しかしないと。そうした 私はそういう感じがしてならんとですけどね、 でしょ? 公の施設ということですから、今言う、 先々そしたら、この条例が可決さ

でしょうから、そこを一点ちょっとはっきりしときたかってすよね。 だから、条例でここで載せとけば、それはあくまでも指定管理者制度っちゅうのはずうっと今言うごと、改正できるわけ

違うとですかね? 私が間違ごとったら撤回しますけど・・・。

## **議長(近藤一輝)**総務課長

総務課長(大黒泰三) お答えします。

で指定管理者にするか、直営でやるか、そういう状態になります。 この九月以降になったらですね、今の管理委託型てろの、そういうとがなくなって、新たに出てくる施設については新規

ります。 ればいいことであって、この今出しております条例についてはどこをどう設定するということは謳う必要はないと思ってお で、この条例が、その施設が出来た場合は施設設置の管理の条例が出来ますので、それを指定管理者用に作っていただけ

**議長(近藤一輝)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# 議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七六号、 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第七六号、 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案は、 原案のとおり可決され

# します。 日程第十四、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題と

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

例案についてご説明いたします。 住民課長(谷 良一) 議案第七七号、 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

本案は、議案第七六号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

について、条例の一部を改正するものでございます。 議案第七六号で制定される条例制定分離型による指定管理者の手続き方法等に関する共通事項を受け、その他 0) 個別 事 項

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

ただきたいと思います。 最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にして

第一条中、昭和二十二年法律第六十七号の下に以下「法」というを加える。

第九条を第十六条とし、第七条と第八条を削り、 第六条を第十五条とし、第五条を削り、 第四条の次に、 次の十条を加え

るものです。

第五条は、 施設の管理を定めており、 管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第六条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第七条は、利用料金を定めております。

第八条は、相談助言等を定めております。

第九条は、 食事及び入浴を定め、 食事は原則自炊、 入浴は、 隔日以上の頻度で提供し、 原則として個別の入浴介助は行わ

緊急時に対応できる職員体制の整備と、

関係機関との連携に努めるということで

第十条は、緊急時の対応を定めており、ないということでございます。

ございます。

第十一条は、 夜間の管理体制を定めており、 原則として職員を常駐させるということでございます。

第十二条は、保健衛生を定めております。

第十三条は、利用者の遵守事項を定めております。

第十四条は、損害賠償を定めております。

附則といたしまして、 施行期日は平成十八年四月一日から施行するということでございます。

条例の適用を受けている者については、 経過措置といたしまして、この条例の施行の際、 なお従前の例によるということでございます。 現に改正前の小値賀町高齢者生活福祉センタ の設置及び管理に関する

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

四十四条の二第八項の規定に基づき、 六番 (松永勇治) 改正条項の中にですね、 利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。」ということは、そして 利用料金っちゅうのが上がっております。 第七条ですね、 「町長は、法第二百

永議

表はどういうふうな内容になってるんですか? 「生活センターの居住部門の利用料は、 別表のとおりとする。 ただし、 月の途中での・・・。 とありますけ れど、 別

そこのところちょっとご説明願います。

#### 議長 (近藤一輝) 住 課 長

のに四名か五名しか入居料を払ってないという、 表がありまして、 住民課長(谷 **良一)** この利用料というのは、 居住部門の利用料ということで別表を付けておりまして、いろいろ問題になりました二十人入居者がい これがこの別表でございます。 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の中に、 る 別

### 議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

六番 ゅうことも心配されますが、これは後の話でございますから、その点、どういうふうにお考えでしょうか? とりますけども、 経営が成り立つかっちゅうことです。 (松永勇治) 高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正して、こうして指定するようにな 住民課長が話したようなことでですね、 収入がないものを指定管理者の応募者がいるのかどうかっち 議

永

員

#### 議長 (近藤一輝) 住民 課長

ほとんど何も変わらないんですよ。 なって指定管理者制度に改めるということでございますので、何も変わらないということはあんまりだろうと思いますけど、 **住民課長(谷 良一)** この指定管理者制度というのはですね、今まで委託を受けていたのをですね、 地方自治法が改正

委託料も上げますしですね、ですから、何も変わらないんですよ。「何も」っちゅうたらちょっとおかしいですけど・・・。 ただ、法のもとにですね、指定管理者制度をやるっちゅうことでございますので、今までどおりですね、 ですから、 ですから、 今まで委託していたところを、 その指定管理者制度に関しては、私は応募はあるんじゃないかというふうに思っておりますけど。 指定管理者制度にただ変えるということだけです。 指定管理者には

### 永

六番 (松永勇治) 国から幾らもありましたけど、一般財源化っちゅうことで減ったとか何とかっちゅう話も聞 解りましたけれども、そうすると、 経理的にはですよ、今まで町が予算を組んでですね、 とりますけ

りますかね? 運営できますかね。儲かるところはいいんでしょうけど・・・。今のような状況の中でですよ ただ支出しないだけであって、 ども、そうした場合には、この施設をですよ、指定管理者にやった場合に町としてのコストは何も無いっちゅうことですね 直接その指定管理者にいくと、お金は・・・。指定管理者の立場として考えた場合に働きにな

その点がちょっと私も勉強不足か知りませんけども・・・。ちょっとご説明をお願いします。

# **議長(近藤一輝)** 住民課長

と言ったらおかしいですけど、変わらないやり方ですので、別に問題は無いと考えられます。 住民課長(谷 **良一)** その前にこの利用料はですね、 町が取るようになっております。それでですね、今までとまったく

業者が決めるという条文もあるんですよ。まあ次の提案なんですけど・・・。 それでですね、例えばですね、次の条例で出てくるんですけど、利用料を定める場合にですね、今回はこの範囲 で指

ことはあると思います。 うこともありますので、少しそういうことで経営努力をしてもらえれば、住民に対してはそういう利用料が安くなるという 定めることも出来るというような条文もありますので、今回の、 ですから、今まで決めてるのと同じ金額を定めておりますので、その業者の経営努力があれば、 高齢者生活福祉センターに関してはありませんが、そうい それより下げて利用料

## **議長(近藤一輝)** 松永議員

の方法で国とか県とか町とかが助成していくのか、運営費を・・・。 高齢者生活福祉センターの経営についてはですね、先ほど、四人か幾らかしか利用料を納める人がいないという場合に、 いろいろ、養寿園とかは大体経理の中身が判って大丈夫だろうと思うんですけど、受ける人はいると思うんですけど、この 六番 (松永勇治) そうするとですね、別表ですよ、別表がそのままであるとすればですよ、 他の福祉センターの利用とか

この施設だけについてちょっと心配をするもんですからね。 そのところを私は心配しとるんですが、 私の何かちょっと頭が変になっととかなあと思うってすけど・・・。

**議長(近藤一輝)** 住民課長

### 足りる分を委託料で上げておりますので、 住民課長(谷 良一) 今までのやり方がですね、高齢者生活福祉センターに関わる分は社協から計算してもらってですね 委託料を出しておりますので、 まったく・・・。

どこが指定管理者になるか判りませんが・・・。 だから、 今までどおり委託料があるということなんですけど・・・。

# 議長(近藤一輝) 松永議員

いてですね、料金を取ってやりくりしてやって、町としては指定したんだから、そういうふうな委託料とかなんとかはです 助成するようなことはないんだろうっちゅう頭があったんですよ。ですから、ちょっと話したわけですが・・・。 (松永勇治) そうするとですね、住民課長。 私は指定管理者を指定とするとですね、その方が何もかもその運営につ

だけですね、そういうことですか? もう確認です。 そうすると、メリットっちゅうのはあまり無いわけですね、 終わります、これで・・・。(笑い声あり) 町が出すっちゅうことになると、 ただ指定したっちゅうこと

# **議長(近藤一輝)** 住民 課長

住民課長(谷 良一) 人で思うには、今までと何ら変わりないということで私は判断しております。 国はいろいろメリットがあるということで、こういう指定管理者制度をしたと思うんですが

## **議長(近藤一輝)** 松永議員

**六番(松永勇治)** ほかに質疑はありませんか。

六番 が、もう一回答弁をお願いしまして終わります。 制度がですね、「何ら今までと変わりません」ということであれば、 (松永勇治) 行政の中でですね、たまたま国、 地方の行政コストが下がるようにということで出来たこの指定管理者 ちょっと私はおかしな考えじゃないかなあと思いま

## **議長(近藤一輝)** 住民課長

住民課長(谷 良一) 「まったく」って言ったのでちょっと反論されたんじゃないかと思うんですけど・・・。

サービスの提供が期待できるというふうになっておりまして、そういうことだろうと思います。 やはり民間事業者のですね、ノウハウを活用することで経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高

# **覧(近藤一輝)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

松永議

員

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決

おはかりします。

します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、

原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

民課

長

部を改正する条例案に

本案について提案理由の説明を求めます。

本案は、議案第七七号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

住民課長(谷 良一) 議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一

本案は、議案第七七号と同趣旨の指ついてご説明いたします。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にして

いただきたいと思います。

この条例中、町長を指定管理者に、使用料を利用料に改める。

第一条中、昭和二十二年法律第六十七号の下に、以下「法」というを加える。

三条の次に次の四条を加えるものです。 第十四条を第十七条とし、第十三条を削り、第十二条を第十六条とし、第四条から第十一条までを四条ずつ繰り下げ、

第四条は、施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第五条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第六条は、休館日を定めております。

第七条は、利用時間を定めております。

第十一条は、利用料金を定め、 利用料金を指定管理者の収入として収受させ、 指定管理者が町長の承認を得て定めるも

とするというものであります。

第十三条中、第五条第一項を、第九条第一項に改める。

附則といたしまして、施行期日は平成十八年四月一日から施行するということでございます。

五条の許可を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第九条の規定の許可を受けたものとみなす。 経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

議長

(近藤一輝)

これで提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

黒崎議員

で、もう三項では、 こういうふうなことを設けなければならなかったのか、その説明をお願いします。 十一番(黒崎政美) 「二項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と・・・。」と書いとるですね、この二項の、これをなぜ 七条です。利用時間の件ですけど、「浴場の利用時間は、午前十時から午後四時までとする。」と、

現在でも五時ぐらいまでは要ると思うんですよ。それで部外者の方も百円もって風呂を入りに行ったりしよるわけです。 なぜ四時までと決めたのか。 決めたとなら、 なぜ三項ですぐこういうことになったのか説明をお願いします。

#### 議長 (近藤一輝) 住 民 課 長

住民課長(谷)良一) これは不測の事態を考えておりまして、 例えば、 災害の場合に避難場所となっている、こういうこ

議長 (近藤一輝)

とで対応するということでございます。

### 黒崎 議員

十一番(黒崎政美) ということは、今までやっていることから後退するわけですね・・・。

今現在は、五時までやったり、ちょっと遅れた人は五時以降までやっているわけなんですよ。だから、それを、「四時だ」

っていうのが解らないわけです。なぜなったのかと・・・。

今の、「災害を想定して」っち言われたって解りません。 他に理由があるはずなんですけどね。よく解りませんけど・・・。

### 議長(近藤一輝) 住民課長

管理に関する条例の一部を改正する条例案が通りましてから、一応公募をする予定でございます。 **住民課長(谷 良一)** 現在は「五時まで」ということでございますが、今回、この小値賀町地域福祉センターの設置及び

五時までやっているそうなんですが、そういうことで今回、この指定管理者制度に応募する業者の方は「十時から四時まで\_ それによりまして、この風呂の場合は、「午前十時から午後四時まで」でお願いしますということでございまして、

**議長(近藤一輝)** ほかに質疑はありませんか。

でお願いしたいということでございます。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

おはかりします。 これから、議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

とおり可決されました。 したがって、議案第七八号、 小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、

日程第十六、議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題としま

本案について提案理由の説明を求めます。

住民

課長

についてご説明いたします。 住民課長(谷良一) 議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例案

本案は、議案第七八号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

いただきたいと思います。 最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、棒線を引いているのが改正部分でございますので、 参考にして

第七条を第十三条とし、第四条から第六条までを削り、 第三条の次に次の九条を加えるものです。

第四条は、サービスの提供を定めており、介護保険法に規定する介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護を提供する

というものであります。

第五条は、 入所定員で、ショートステイと合わせた定員について定めたものであります。

第六条は、 施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第七条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第八条は、 開所日を定めております。

第九条は、 利用の許可を定めております。

第十条は、 利用の制限を定めております。

第十一条は、 利用料金を定めております。

第十二条は、 利用料金の減免を定めております。

の適用を受けている者については、なお従前の例による。 経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例 附則といたしまして、 施行期日は平成十八年四月一日から施行するということでございます。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八八号、 小値賀町特別養護老人ホ A 0) 設置及び管理に関する条例の 部を改正する条例案を採決しま

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

のとおり可決されました。 したがって、議案第八八号、 小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例案は、

# 日程第十七、 議案第七九号、 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長 小値賀漁港の漁港施設用地として、県営事業で公有水面埋立てを行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第 (中村敏章) 議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明申し上げます。

九条の五第一項、並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

と存じます。 黒島地区の埋立てでございますが、赤マー カーで囲った現地の航空写真を添付いたしておりますので、ご覧いただけ れ

るものでございます。 千八百二十八・二四平方メートル、 方メートル、 平方メートル、 トルがあらたに生じた土地であり、この土地 漁港施設用地の内訳を申し上げますと、製氷冷凍施設用地九百三十四・三四平方メートル、道路敷六千三百九十三・ 船揚場敷二千三百五十八・八七平方メートル、水産加工用地三千百五十・六四平方メートル、漁具干場用地三 岸壁敷一千四百十五平方メートル、 野積場用地三千三百三十四・四三平方メートル、合計二万六千七百八十・七四平方メー を、 黒島郷字井手之畑及び庭之畑にそれぞれ編入して区域の変更をしようとす 護岸敷三百二十四・三一平方メートル、 物揚場敷二千五百三十・〇九平 九

以上、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(近藤一輝)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。 これから、議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 おはかりします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。 したがって、議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、 原案のとおり可決されました。

本日は、これにて散会します。

午前十時より開議します。

午 後 四 時 五十四分 散 会